

府政本日

政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第二百七号）

第二十七條の規定に基く、年齢による最低保証給に関する政令案

（ニニニ一八）

政令第 号

政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第二百七号）以下法
といふ。）第十四條又は第二十七條の規定により職員の受くべき俸給の額
が、その職員の年令に対應する別表の年令別最低保証給の額にみたない場
合においては、その額に達するまで俸給を増額して支給することができる。
年令の計算その他年齢別最低保証給の支給に関する必要な事項は、大綱大則
が、これを定める。

附 則

この政令は、昭和二十三年一月一日以後の給與につき、これを適用する。

國有財產法を改正する法律案

「國有財產法(大正十年法律第四十三号)を改正する法律」

國有財產法目次

第一章 総則

第二章 管理及び処分の機関

第三章 管理及び処分

第一節 通則

第二節 行政財産

第三節 普通財産

第四章 台帳、報告書及び計算書

附則

國有財產法

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一條 國有財產の取得、維持、保存及び運用(以下管理という。)並びに処分については、他の法律に特別の定のある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

(國有財產の範囲)

第二條 この法律において國有財產とは、國の負担において國有となつた財産又は法令の規定により、若しくは寄附により國有となつた財産であつて左に掲げるものをいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮橋、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の從物

四 事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設において、その用に供する機械及び重要な器具

五 地上権、地役権、鉱業権、砂鉱権その他これらに準ずる権利

六 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

七 株券、社債権、地方債証券、投資信託の受益証券及び出資に因る権利並びに外國又は外國法人の発行する証券で株券、社債券、地方債証券その他これらに準ずるものとの性質を有するもの。但し、國が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

2 前項第四号の機械及び重要な器具は、当該事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設を廃止した場合においても、これを國有財產とする。

3 第一項第七号の社債券には、特別の法令により法人の発行する債券及び社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定により登録された社債を含むものとする。

(國有財産の分類及び種類)

第三條 國有財產は、これを行政財產と普通財產とに分類する。

2 行政財產とは、左の掲げる種類の財產をいう。

一 公用財產 國において國の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したものの

二 公共福利用財產 國において直接公共の用に供し、若しくは供するものと決定した公園若しくは廣場又は公共のために保存する記念物若くは國宝

三 皇室用財產 國において皇室の用に供するもの

四 企業用財產 國において國の企業又はその企業に從事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

3 普通財產とは、行政財產以外の一切の國有財產をいう。

4 第二項第四号の國の企業については、政令でこれを定める。

(總管、所管換及び所屬替の意義)

第四條 この法律において「國有財產の總管」とは、國有財產の管理及び処分の適正を期するため、國有財產に関する制度を整え、その管理及び処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理及び処分について必要な調整をすることをいう。

2 この法律において「國有財產の所管換」とは、衆議院議長、參議院議長、内閣總理大臣、法務總長、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長(以下各省各廳の長といふ。)の間に於て、國有財產の所管を移すことをいう。

3 この法律において「國有財產の所屬替」とは、同一所管内に二以上の部局等がある場合に、一の部局等の所屬に属する國有財產を他の部局等の所屬に移すことをいう。

第二章 管理及び処分の機関

(行政財産の管理の機関)

第五條 各省各廳の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。

(普通財産の管理及び処分の機関)

第六條 普通財産は、大藏大臣が、これを管理し、又は処分しなければならない。

(國有財産の総轄の機關)

第七條 大藏大臣は、國有財産の総轄をしなければならない。

(國有財産の引継)

第八條 行政財産の用途を廃止した場合においては、各省各廳の長は、大藏大臣にこれを引き継がなければならない。但し、政令で定める特別会計に属するもの及び引き継ぐことを適當としないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項但書の普通財産については、第六條の規定にかわらず、当該財産を所管する各省各廳の長が、

これを管理し、又は処分するものとする。

(國有財産の事務の委任)

第九條 各省各廳の長は、その所管に属する國有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。

2 國は、國有財産に関する事務を、特別調達院若しくはその役職員又は地方公共團体若しくはその吏員に取り扱わせることができる。

第三章 管理及び処分

第一節 通則

(管理及び処分の總轄)

第十條 大藏大臣は、必要があると認めるときは、各省各廳の長に対し、その所管に属する國有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は閣議の決定を経て、用途の変

更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めることができる。

第十一條 大藏大臣は、各省各廳の長の所管に属する國有財産につき、その現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにして置かなければならぬ。

第十二條 各省各廳の長が、國有財産の所管換を受けようとするときは、当該財産を所管する各省各廳の長及び大藏大臣に協議しなければならない。

第十三條 公共福祉用財産又は皇室用財産とする目的で財産を取得し、又は公共福祉用財産若しくは皇室用財産以外の國有財産をこれらの財産としようとするときは、國会の議決を経なければならない。公共福祉用財産又は皇室用財産の用途を廃止しようとするときも同様とする。

第十四條 左に掲げる場合においては、当該國有財産を所管する各省各廳の長は、政令で定める場合を除く外、大藏大臣に協議しなければならない。

一 公用財産又は企業用財産とする目的で土地又は建物を取得しようとするとき。

二 普通財産を公用財産又は企業用財産としようとするとき。

三 公用財産を企業用財産とし、又は企業用財産を公用財産としようとするとき。

四 公用財産又は企業用財産である土地又は建物の用途を変更しようとするとき。

五 公用財産又は企業用財産である建物を移築しようとするとき。

六 公用財産又は企業用財産である土地又は建物について、所属を異にする会計の間において所属替をしようとするとき。

2 前項第一号、第四号及び第五号の規定は、政令で定める特別会計に属するものについては、これを適用しない。

(異なる会計間の所管換等)

第十五條 公用財産、企業用財産及び普通財産を、所属を異にする会計の間において、所管換若しくは所属替をし、又は所属を異にする会計をして使用させることは、政令で定める場合を除く外、当該会計間

一〇

において有償として整理するものとする。但し、國において直接道路、河川、水路、港湾その他公共の用に供する財産であつて公共福祉用財産以外のもの(以下公共物といふ。)又は公共福祉用財産とする目的をもつてこれをする場合には、この限りでない。

(職員の行為の制限)

第十六條 國有財產に関する事務に從事する職員は、その取扱に係る國有財產を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反してなした行為は、これを無効とする。

(國有財產調整審議会)

第十七條 第十條の規定により大藏大臣の求める用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置及び第十四條の規定により大藏大臣が協議を受けた重要な事項について、大藏大臣の諮問に應じてこれを調査審議するため、大藏省に國有財產調整審議会を置く。

2 審議会は、会長一人、委員二十人以内でこれを組織する。

3 会長は、大藏大臣をもつて、これに充てる。

4 委員は、衆議院、參議院、總理府、法務府、各省、最高裁判所及び会計検査院(以下各省各處といふ。)の職員の中から、内閣でこれを命ずる。

5 前各項に定めるもの外、審議会について必要な事項は、政令でこれを定める。

第二節 行政財產

(処分等の制限)

第十八條 行政財產は、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外、これを貸し付け、交換し、賣り拂い、譲與し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

(準用規定)

第十九條 第二十一條から第二十五條までの規定は、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

第三節 普通財産

(処分等)

第二十條 普通財産は、これを貸し付け、交換し、賣り拂い、譲りし又はこれに私権を設定することができる。

2 普通財産は、法律で特別の定をした場合に限り、これを出資の目的とすることができる。

(貸付期間)

第二十一條 普通財産の貸付は、左の期間を超えることができない。

一 植樹を目的として、土地及び土地の定着物(建物を除く。以下同じ。)を貸し付ける場合は、六十年
二 前号の場合を除く外、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、三十年

三 建物その他の物件を貸し付ける場合は、十年

2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間を経ることができない。

(無償貸付)

第二十二條 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを地方公共團体、水利組合及び北海道土工組合(以下公共團体といふ。)に、無償で貸し付けることができる。

- 一 公共團体において、綠地、公園、ため池、火葬場、墓地又は、じんあい焼却場の用に供するとき。
- 二 公共團体において、保護を要する生活困窮者の收容の用に供するとき。
- 3 前項の無償貸付は、公共團体における当該施設の経営が、利潤を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができない。
- 各省各廳の長は、第一項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共團体の当該

財産の管理が良好でないと認めるとき又は前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならない。

(貸付料)

第二十三條 普通財産の貸付料は、毎年定期に、これを納付させなければならない。但し、数年分を前納させることを妨げない。

(貸付契約の解除)

第二十四條 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に國又は公共團體において公用、公用又は國の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、當該財産を所管する各省各廳の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これに因つて生じた損失につき當該財產を所管する各省各廳の長に対し、その補償を求めることができる。

第二十五條 前條第一項の規定により補償の請求があつたときは、當該財産を所管する各省各廳の長は、これを会計検査院の審査に附することができる。

2 各省各廳の長は、前項の審査の結果に關し、会計検査院の通知を受けたときは、その通知のあつた判定に基き、適当な措置をとらなければならない。

(準用規定)

第二十六條 前五條の規定は、貸付以外の方法により普通財産の使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

(交換)

第二十七條 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、國又は公共團體において公用、公用又は國の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、これをそれぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができる。但し、價額の差額が、その高値なもの

価額の四分の一を超えるときは、この限りでない。

一六

2 前項の交換をする場合において、その價額が等しくないときは、その差額を金錢で補足しなければならない。

3 第一項の規定により堅固な建物を交換しようとするときは、各省各廳の長は、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならない。

(譲與)

第二十八條 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを譲與することができる。

一 公共團体において維持及び保存の費用を負担した道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供していたものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共團体又は當該私人若しくはその相続人その他の包括承繼者に譲與するとき。

二 公共團体又は私人において既存の道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用途に代る

べき他の施設をしたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共團体又は當該私人若しくはその相続人その他の包括承繼者に譲與するとき。

三 道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供していた寄附に係るもの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承繼者に譲與するとき。但し、寄附の際特約をした場合を除く外、寄附を受けた後二十年を経過したものについては、この限りでない。

四 公共團体において火葬場、墓地、じんあい焼却場として公共の用に供する普通財産を当該公共團体に譲與するとき。但し、公共團体における当該施設の經營が營利を目的とし、又は利益をあげる場合においては、この限りでない。

(用途指定の責拂)

第二十九條 一定の用途に供させる目的をもつて普通財産の賣拂をする場合は、当該財産を所管する各省各廳の長は、その買受人に対して用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定しなければならない。

第三十條 前條の規定によつて用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産の賣拂をした場合において、指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該財産を所管した各省各廳の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、損害の賠償を求めるときは、各省各廳の長は、その類について大藏大臣に協議しなければならない。

(賣拂代金等の納付)

第三十一條 普通財産の賣拂代金又は交換差金は、当該財産の引渡し前にこれを納付させなければならぬ

- い。但し、当該財産の譲渡を受けたものが公共團体又は教育若しくは社会事業を営む團体である場合において、各省各廳の長は、その代金又は差金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、確実な担保を徵し、利息を附し、五年以内の延納の特約をすることができる。
- 2 前項但書の規定により延納の特約をしようとするときは、各省各廳の長は、延納期限、担保及び利率について、大藏大臣に協議しなければならない。
- 3 第一項但書の規定により延納の特約をした場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、各省各廳の長は、直ちにその特約を解除しなければならない。
- 一 当該財産の譲渡を受けたもののする管理が、適當でないと認めるとき。
- 二 各年ににおける延納に係る代金又は差金の納付金額と利息との合計額が当該年の当該財産の見積賃料の額に満たないとき。

(台帳)

一一〇

第三十二條 各省各廳は、第三條の規定による國有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならない。但し、部局等の長において、國有財産に関する事務の一部を分掌するときは、その部局等毎に、これを備え、各省各廳には、その總括簿を備えるものとする。

2 各省各廳の長又は部局等の長は、その所管に属し、又は所属する國有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基く変動があつた場合においては、直ちにこれを台帳に記載しなければならない。

(増減及び現在額報告書、総計算書)

第三十三條 各省各廳の長は、その所管に属する國有財産につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在額の報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを大藏大臣に送付しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財産増減及び現在額報告書に基き、國有財産増減及び現在額計算書を調製しなければならない。

3 内閣は、前項の國有財産増減及び現在額計算書を第一項の國有財産増減及び現在額報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならぬ。

第三十四條 内閣は、会計検査院の検査を経た國有財産増減及び現在額計算書を、翌年度開会の國会の常会に報告することを常例とする。

2 前項の國有財産増減及び現在額計算書には、会計検査院の検査報告の外、各省各廳の國有財産増減及び現在額報告書を添附する。

(見込現在額報告書、総計算書)

第三十五條 各省各廳の長は、毎会計年度毎に当該年度末及び翌年度末における國有財産見込現在額報告書を調整し、当該年度九月三十日までに、これを大藏大臣に送付しなければならない。

一一一

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財産見込現在額報告書に基き、当該年度末及び翌年度末における國有財産見込現在額總計算書を調製しなければならない。

(無償貸付狀況報告書、總計算書)

第三十六條 各省各廳の長は、毎会計年度末において第二十二條第一項の規定（第十九條及び第二十六條において準用する場合を含む。）により無償貸付をした國有財産につき、毎会計年度末における國有財產無償貸付狀況報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財産無償貸付狀況報告書に基き、國有財產無償貸付狀況總計算書を調製しなければならない。

3 内閣は、前項の國有財產無償貸付狀況總計算書を、第一項の各省各廳の國有財產無償貸付狀況報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

第三十七條 内閣は、会計検査院の検査を経た國有財產無償貸付狀況總計算書を、翌年度開会の國会の常会に報告することを常例とする。

2 前項の國有財產無償貸付狀況總計算書には、会計検査院の検査報告の外、各省各廳の國有財產無償貸付狀況報告書を添附する。

(適用除外)

第三十八條 本章の規定は、公共物については、これを適用しない。

附 則

一九二九年五月一日

第三十九條 この法律は、昭和二十一年五月一日から、これを施行する。但し、第三十三條、第三十四條及び第三十六条から第三十八條までの規定は、昭和二十一年度分から、これを適用し、第十三條の規定は、第四十五条の規定による國会の議決のあつた日から、これを施行する。

第四十條 財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）及び戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八

号)により物納された國有財産については、第二十二條(第二十六條において準用する場合を含む。)又は第二十八條の規定による無償貸付又は譲與は、これをすることができない。但し、法律の規定により、財産税等收入金特別会計から他の会計の所属となつたものについては、この限りでない。

第四十一條 第三十三條第一項、第三十五條第一項及び第三十六條第一項の規定により調製すべき報告書には、朝鮮、台灣、樺太、南洋、閩東州及び外國に係る分は、これを省略することができる。

第四十二條 この法律施行前にした國有財産の交換、賣拂、譲與及び出資並びに貸付、私權の設定その他使用又は収益をさせる行為は、この法律の規定によつてしたものとみなす。

2 前項に掲げる行為であつてこの法律の規定にて触するものは、そのでい触する限りにおいて、この法律施行の日に、その効力を失う。

第四十三條 第二條第一項第四号又は同條第二項の規定に該当する場合の外、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具は、これを同條に規定する國有財產とする。但し、この法律

施行前に物品として各省各廳の長に移管されたもの及び各省各廳の長(大藏大臣を除く。)に所管換(車正前)の國有財產(改正工事法(第十九条)の規定による管理換を含む。)された後において同條第一項第四号又は同條第二項に該当しないものについては、この限りでない。

第四十四條 各省各廳の長は、昭和二十三年九月三十日までに、その所管に属する國有財産を第三條の規定による分類及び種類に従い類別し、その類別表を大藏大臣に送付しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により送付を受けた類別表に基き、國有財產總類別表を作成し、それを國有財產調整審議会に諮問しなければならない。

第四十五條 内閣は、前條第二項の國有財產の總類別表を國会に提出し、その議決を経なければならぬ。

第四十六條 國有林野法(明治三十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二條 削除

第四十七條 國有林野法(改正工事法(第十九条))

二五

第三條第二項を削る。

*第四條から第七條まで 削除

10

第一二回第十四節まで

第二十四條及以下

四十七條 皇室經濟法(昭和二十二)

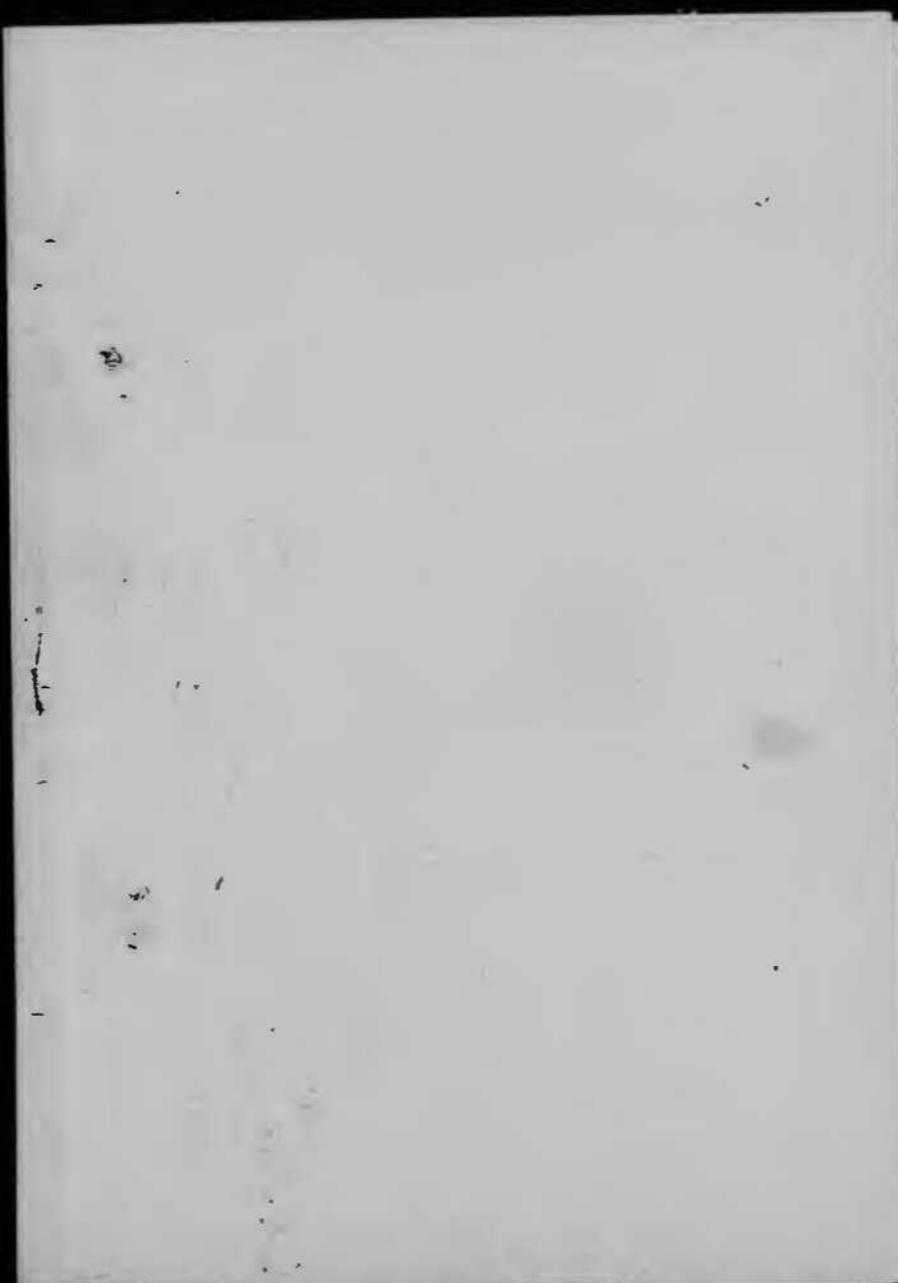
第一條第一項中「皇室の公用に供し、又は供するものと決定」(この用)ヲ改めん。

は、これを國有財產法の公用財產とし、これに關する事務は、「」を「皇室用財產に關する事務は、「」に改める。

理由

國有財産に関する法制を整備するため、國有財産法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第十八号）の附則第四項及び第七項の規定に基き、國有財産法制調査会の議を経て、國有財産法を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(萬曆乙酉
十二月
制
江王慶正)



國家公務員共済組合法(案)

昭和二十三年六月一日
大藏省 紙與局

國家公務員共済組合法目次(案)

- 第一章 総則
- 第二章 組合員
- 第三章 給付
- 第四章 福祉施設
- 第五章 掛金及び國庫負担金
- 第六章 共済組合審査会
- 第七章 雜則

國家公務員共済組合法

第一章 総則

（目的及び組織）

第一條 國に使用される者で國庫から報酬を受けけるも又は以下職員といふ者は、この法律の定めるところにより、相互扶助を目的とする共済組合へ以下組合といふことを組織する。但し、左の各号に掲げるものを除く・一常時勤務に服しない者

- 二 臨時に使用される者（雇用の日から二箇月を超える者を除く）
- 三 公團及び特別調達廳の職員（政府の管掌する健康保険の被保険者又は健康保険組合の被保険者）
- 四 連合國軍の需要に応じて連合國軍のために務めに販する者
- 五 公共事業費をもつて経費の全部又は一部を支弁する事業に係る務めに販する者
- 六 未復員者給與法（昭和二十二年法律第八十二号）の適用を受ける者

（組合の設置区分）

- 第一條 組合は、衆議院、參議院、内閣、總理府を含み、法務府、各省、裁判所及公会計検査院へ以下各省各廳といふことに、其に附された次に設ける。
- 二 前項に定めるも又は、左の各号の一に該当する職員を単位として、当該各号に掲げる各省各廳へ、それと別に一組合を設ける。
 - 一 國家地方警察又は、司法省各廳に属する職員 總理府

二 副看守長又ひ看守 法務府

三 専賣廳に属する職員並びにナレオールの専賣取扱アルコール専賣法

(昭和十二年法律第三十二号) 第二條に規定するアルコール以外のアルコール類及びケトン類の製造に關する事務に從事する職員

四 印刷處に属する職員 大藏省

五 造幣廳に属する職員 大藏省

六 國立学校に属する職員 文部省

七 营林局へ營林署を含むして属する職員 農林省

八 運輸省に属する陸運に關する事務並びに國有鐵道に關連する國有船舶及ぶ倉庫官業一謹悉倉庫に係るものを除くに關する事務に從事する職員 運輸省

九 建設省や地方建設局へ第一技術研究部を含むして属する職員並びに運輸省の地方支分事務に属し港湾の建設又は保存に關する事務に從事する職員 建設省

3 前項各号の規定により設けられた組合の組合員の範囲は、当該組合の共済組合運営規則(以下運営規則という)により、これと定める。

ハ 組合は法人とする。

乙 参議院議長、參議院議長、内閣總理大臣、本務總裁、各省大臣、最高裁判所長官及ぶ会計檢査院長(以下各省各廳の長といふ)は、この法律に基いて、それらの各省各廳に設けられた組合古大表し、その事業を執行する。

3 各省各廳の長は、前項の規定により、組合の事業を執行するに必要不協議しなければならぬ。

ハ 各省各廳の長が、運営規則を定め得る場合に於いては、予め大藏大臣と

協議しなければならない。

5 運営規則には、左に掲げる事項を規定するものとする。

一 組合の事業を執行する権限の一部を委任する場合におけるものとす

に開する事項

二 組合員に開する事項

三 掛金に開する事項

四 資産の管理等り他業務に開する事項

五 共済組合運営審議会及び共済組合督查会に開する事項

六 その他組合の事業執行に開して必要な事項

(組合の住所)

第四條 組合は、各省各廳の長の指定する地に主たる事務所を置く。

二 組合は、大藏大臣の承認を受け、より事業を執行するためには、事務所を設けることができる。

八 組合運営審議会

第五條 組合の適正な運営を圖るために、各組合に共済組合運営審議会を置く。

二 運営審議会の委員は十名以内とし、当該組合の組合員うちから各省

各廳の長が、二名至多命する。

三 各省各廳の長が、前項の規定により委員を命下る場合にあつては、一

部の者の利益に偏することを防ぐよう相当の注意を払わなければならぬ。

六條 左に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

一 運営規則のうち第三條第五項第二号ハラ等六号までに掲げる事項に關する部分の制定及改廢

二 組合の毎事業年度の予算及び決算

三 重要な資産の処分又は重大な業務の負担

四 訴訟、訴願の提起及公和解

五 その他各省各廳の長又は運営審議会において行ふ重要な事項

六 本項に定める事項の外、運営審議会は、各省各廳の長の諮詢に依り、又は必要とする事項につき各省各廳の長に建議することについてある。

(事務職員及び國の施設の利用)

第七條 各省各廳の長は、組合の運営に必要な範囲内において、大蔵大臣の承認を受けて、その各省各廳に所属する職員をして組合の事務に従事させ又はその管理に係る施設を組合の利用に供することとする。

(会計)

第八條 組合の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十日までとする。

二 組合の会計組織は、大蔵大臣が、二月を定期とし、組合は毎年財産目録、貸借対照表及び収支計算書に関する報告書を少くとも毎事業年度末々大蔵大臣の指定するときに、大蔵大臣に提出しなければならぬ。

三 前項に規定する書類は、大蔵大臣の承認を受けることを要し、その承認を受けたときは、組合はその書類の字をすべて組合員の閲覧に供するけれどもならない。

(大蔵大臣の権限)

第九條 組合の事業の執行は、大蔵大臣が、二月を監督する。

二 組合は、大蔵大臣の定めどどににより、毎月末日現在におけるその事業に一ヶ月の詳細な報告書、大蔵大臣と厚生大臣とと提出しなければならぬ。

三 大蔵大臣は、毎年少くとも一回、組合の資産及び会計について監査するものとする。

(非課税)

第十條 組合には、所得税及び法人税を課さない。

二 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、所得税を課さない。

三 第十七條に掲げる給付に関する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。

四 地方公共團体は、組合の事務に付しては、地方税を課すこととする。

（三）糾明

第十一條 総合又は二、該律に基いて給付を受くべき者は、その行う給付又は受けの受けたる外へ、（一）是な範囲内において、國、市町村長（東京郡特別区のうちの地方）、（二）地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第百五十五條第二項（第一項の場合は区長）又はその代理者に對し、無料で説明を下さることとする。

第二章 組合員

(組合員の資格の取得)

第十二条 職員は、第一條各号に掲げる者を除き、その職員となつた日（第一條各号の一に該当する者がこれに該当しない職員となつたときはそのなつた日）から、各省各廳につき第二條の規定により設けられる組合の組合員たる資格を取得する。

(組合員の資格の喪失)

第十三条 組合員は、左に掲げる事由に該当するに至つたときはその翌日（第四号に該当する場合はその該当するに至つた日）から、その組合の組合員たる資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 退職したとき。
- 三 職員が第一條各号に掲げる職員となつたとき。
- 四 他の組合の組合員たる資格を取得したとき。

(期間計算の方法)

第十四条 組合員たる期間の計算は、組合員たる資格を取得した日の属する月からこれを起算し、その資格を喪失した日の属する月を以て終るものとする。

第十五条 組合員が、他の組合の組合員たる資格を取得したときは、もとの組合の組合員であつた期間へ他の組合の組合員たる資格を取得した日の属する月を含まない（は、これをその者があらたに組合員たる資格を取得した組合の組合員たる期間とみなす）。

(責任準備金の移換)

第十六条 組合員が、他の組合の組合員たる資格を取得した場合は、もとの組合はその者に係る責任準備金に相当する金額を他の組合に移換しなければならぬ。但し、命令で指定する組合相互の間にについては、この限りでない。

之 第八十一條に規定する組合は、船員たる組合員が組合員としての資格を喪失したときににおいてなお船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

の適用を受ける場合においてはその者に係る責任準備金に相当する金額を船員保険特別会計に移換しなければならぬ。

3 前二項の責任準備金の計算については、命令で、これを定める。

第三章 給付

第一節 通則

(組合の給付)

第十七條 組合は、この法律の定めるところにより、組合員の疾病、負傷、
廃疾、死亡、分べん、退職、災厄若しくは休業又はその被扶養者の疾病、
負傷、死亡、分べん若しくは災厄に關して、左の各号に掲げる給付を行
う。

- 一 保健給付
- 二 退職給付
- 三 廃疾給付
- 四 遺族給付

(罹災給付)

(休業給付)

(被扶養者の範囲)

第十八條 この法律において被扶養者とは、組合員の直系尊属、配偶者(届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子及び組合員と同一の世帯に属する者で主としてその収入により生計を維持するものとする。

(給付額の算定方法)

第十九條 給付額算定の基準となるべき俸給は、給付事由発生當時(給付事由が退職後に発生したものにあつては退職當時)の掛金の標準となつた俸給とし、その三十分の一(休業給付にあつてはその二十五分の一)をもつて俸給日額とする。

2 給付額に因位未満の端数を生じたときは、これを因位に満たしめる。
(年金の支給の始期及び終期)

第二十條 年金たる給付は、その給付事由の生じた月の翌月からそゝ事由の止んだ月までこれを支給する。

乙 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月に於いてその前月分までを支給する。但し、年金の給付事由が止んだときは又はその支給を停止したとき若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期目にかかるらず、その時までの分を支給する。

（年金を受くべき遺族の範囲）

第二十一條 年金を受くべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつて引き継ぎこの法律によつて年金を受けていた者（組合員であつた者という。以下この節及び第六十二條において同じ。）の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死後當時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。

乙 組合員又は組合員であつた者の死亡当时胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死

亡当时主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

第二十二條 前條第一項に規定する遺族のうち組合員又は組合員であつた者の死亡当时年齢満十八歳未満の子又は孫にあつては、まだ婚姻（届出をしない）が事实上婚姻關係と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。以下同じしていよい場合に限り、年齢満十八歳以上の子又は孫にあつては、組合員又は組合員であつた者の死後当时から引き継ぎ不具廢疾で生活資料を得る途がないう場合に限り、年金を支給する。

（年金以外の給付を受くべき遺族の範囲）

第二十三條 年金以外の給付を受くべき組合員又は組合員であつた者の遺族の範囲は、左の各号に掲げる者とす。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者
二 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者（死亡時、亡きてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者を除く外組合員又は組合員であつた者の死亡當時主としてその収入によつて生計を維持してゐたもの

四 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第二号に該当しないもの

(給付を受くべき遺族の順位)

第二十四條 組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において給付を受くべき遺族の順位は、左の各号に掲げる者とする。

一 年金を受ける者の順位は、第二十一條第一項に掲げる順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前條各号の順序。但し、同條

第二号又は第四号に掲げる者が間におりては、それをれ當該各号に掲げる順序

2 前項の場合において、父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

(給付の併給)

第二十五條 二以上(給付事由が同時に存したときは、左に掲げる場合を除く)の外、当該各種の給付を併給するものとする。

一 出産手当金の支給をなす場合においては、その支給期間内は傷病手当金はこれを支給しない。

二 傷病手当金と出産手当金を受ける期間について、休業手当金はこれを支給しない。

三 廉疾年金を受ける権利を有する者には、退職給付はこれを行わぬ。

四 退職年金を受ける権利を有する者には、廉疾一時金はこれを支給しない。

(給付金からの控除)

第二十六條 組合員が、組合員たる資格を喪失したときは、その者に支給すべき給付金がある場合において、その者が組合に対して支拂うべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(時効)

第二十七條 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由発生の日から年金たる給付については五年間、その他の給付については二年間、これを終わなハビキは、時効に因り消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第二十八條 給付を受ける権利は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(損害賠償の請求権)

第二十九條 組合は、給付事由が第三者の行為に因て生じた場合においては、当該給付事由に対して行うべき給付の債務の限度で、給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

第二節 保健給付

(療養の給付)

第三十條 組合員が、公務に因らずいで疾病にかかり、又は負傷した場合においては、組合は、左に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

乙 前項第五号及び第六号の給付は、組合が必要と認めた場合に限り二つを行ふものとする。

第三十一條 前條第一項第一号から第四号までの給付は、組合の指定する医師、歯科医師、薬剤師、その他療養機関(以下指定医という)のうち

自己の選定したものにフリて、これを受けたものとし、組合は、厚生大臣の定める基準に従つてこの費用を指定医に支拂うものとする。

(療養費)

第三十二條 組合員が、指定医以外のものにフリて第三十条各号に掲げる療養を受けたときは、療養の給付に替えて療養費を支給する。

乙 前項の療養費の額は、組合が療養に要する費用を標準として厚生大臣の定めた基準に従つてこれを定める。但し、組合員が現に支拂つた額を超えることはできない。

(家族療養費)

第三十三條 組合は、乙の組合員の被扶養者が指定医にフリ第三十条各号に掲げる療養を受けた場合においては、組合は、第三十条及び第三十一條の規定により必要と定められた費用の半額を指定医に支拂うものとする。

乙 組合員の被扶養者が指定医以外のものにフリ第三十条各号に掲げる療

養を受けたときは、前條第二項の規定によつて定められた額の半額に相当する額を、その組合員に対し家族療養費として支給する。

(給付の支給期間)

第三十四条 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關し左に掲げた事由に該当するに至つたとき以後は、これを支給しない。

一 疾病給付を受けるに至つたとき

二 療養の給付、療養費及び家族療養費の支給開始後三年を経過したとえ組合員がその資格を喪失した際、療養の給付、療養費及び家族療養費を受けている場合にありては、これらの給付は、前項第二号に規定する期間を超えて支給しない。但し、その期間内に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

(分べん費及ぶ配偶者分べん費)

第三十五条 組合員が分べんしたときは、分べん費として俸給の一月分を支給する。

又 組合員であつた者が、その資格喪失後大月以内に分べんしたときもまた前項と同様とする。但し、資格喪失後分べんするまでの間に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、もとより組合は分べん費を支給しない。

3 組合員の被扶養者である配偶者が分べんしたときは、配偶者分べん費として俸給の半月分を支給する。

(保育手当金)

第三十六条 組合員又はその被扶養者である配偶者が分べんへ死産の場合を除く)し、且つ、保育する場合にはありては、保育手当金として分べんの日から引き続き六月間保育してくる期間一月につき百円を支給する。但し、その期間一月を満たないときは、これを一月とします。

乙 前條第二項の規定は、生育手当金の支給に關して、これを準用する。
(埋葬料及び家族埋葬料)

第三十七條 組合員が公務に因らちて死亡したときは、その埋葬を行ふ者に埋葬料として、俸給の一月分に相当する額を支給する。但し、その額が二千円に満たないときは一千円とする。

乙 組合員の被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として前項に規定する額の二分の一を支給する。

第三十八條 第三十四條第二項の規定により給付を受ける者が死亡したとされ、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けた日後三月以内に死亡したときは又は組合員の資格を喪失した日後三月以内に死亡したときは、その埋葬を行ふ者に、前條第一項の規定に準じ埋葬料を支給する。

乙 第四條第二項但書の規定は、前項の場合に、これに準用する。

第三節 退職給付

（退職年金）

第三十九條

組合員であつた期間二十年以上の者が、第十三條第二号又は

第三号に規定する事由に該当し組合員たる資格を喪失したときは、その死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、年齢満五十歳に達するときはその支給を停止する。

乙 退職年金の年額は俸給の四月分とし、組合員であつた期間

一年を増すごとにその一年につき俸給月額の四月分を加算する。

第四十條

退職年金の支給を受ける者が再び組合員となるときは、その

組合員となつた日より属する月から退職年金の支給を停止する。

乙 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該当したときは、前後の組合員であつた期間を合算して退職年金の額を改定する。

3 前項の規定により退職金の額を改定した場合において、その改定額が從前の退職年金の額より少いときは、從前の退職年金の額をもつて改定退職年金の額とする。
(退職一時金)

第四十一條 組合員であつた期間六月以上二十年未満の者が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該当したときは、退職一時金を支給する。

2 退職一時金の額は、俸給月額に、組合員であつた期間に、應じ別表第一に定める日数を乗じて得た金額とする。但し、廢疾一時金の支給を受けた者に支給すべき額は、廢疾一時金の額と合算して俸給の二十二月分を超えることができる。

第四節 廢疾給付

(廢疾年金)

第四十二條 組合員であつた期間六月以上の者が公務に因らぬで疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発した疾病のため退職した場合にありて、療養の給付を受けた日又は療養費の給付事由の発生した日から起算し三年以内に治ゆしたもの又は治ゆしないがその期間を経過して、その者の死亡に至るまで廢疾年金を支給する。
2 廢疾年金の額は、俸給に、別表第三に定める月数を乗じて得た金額とする。

3 組合員であつた期間十年以上の者に支給する廢疾年金の年額は、前項の金額に、その期間二十年に至るまでは十年以上一年を増すことにその年につき俸給日額の三日分を、二十年以上につけでは二十年以上一年を増すことにその一年につき俸給日額の四日分を加算する。

第四十三條 廉疾年金を受ける権利を有する者が、廢疾年金の支給を受け

3程度の廢疾、即ちに該当しなくなつたとす後は、その廢疾年金は、これを支給しない。

第四十四條 組合員であつた期間二十年未満で廢疾年金を受ける権利を有する者が前條の規定により廢疾年金の支給を受けなくなつた場合において、すでに支給を受けた廢疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際に受けた退職一時金と俸給十月分との合算額（この合算額が俸給二十一月分を超える場合生俸給二十二月分）に満たないときは、その差額を支給する。

（廢疾一時金）

第四十五條 組合員であつた期間六月以上の者が公務に因らぬで疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発した疾患のため退職した場合において、療養の給付を受けた日又は療養費の給付事由の発生した日から起算して三年以内に治中したとき又は治中しないがその期間を経過したとき別表第四に掲げる程度の廢疾の状態にある者には、廢疾一時金を

支給する

乙 廉疾一時金の額、半・俸給の二月分とする。但し、退職一時金の支給を受ける者に支給すべきは、退職一時金の額と合算して俸給の二十二月分を超えることができない。

第三節 遺族年金付

(遺族年金)

第四十九條 組合員でない夫期間二十年以上の者が死したときは、その者の遺族に対し遺族年金を支給する。

第四十一条 遺族年金の額は、左の区分による金額とする。

- 一 退職年金の支給を受けける者が死亡した場合においては、その退職年金の額の二分の一
- 二 組合員であつた期間二十年以上の者が、退職年金の支給を受けたと在りして死た場合においては、その者が支給を受けれるべきであるた退職年金の額の二分の一
- 三 組合員であつた期間二十年以上の者で、廃疾年金の支給を受けける権利を有する者が死した場合においては、その者が支給を受けれるべきであるた退職年金の額の二分の一

(遺族年金の転給)

第四十八条 遺族年金を受ける者は左の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

- 一 死亡したとき
- 二 婚姻したとき
- 三 五又は孫へ不具憲で生活資料を得る途がない者を除くが年齢満十八歳に達したとき。
- 四 不具憲や生活資料を得る途がないため遺族年金を受けていた者につき、その事情が止んだとき。
- 五 前項の規定において遺族年金を受くべき後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

第四十九條 遺族年金を受けた者が一年以上所在不明であるときは、次順位者の^の妻^{より}、所在不明中その年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定によつて、遺族年金を停止した場合においては、その停止

期間中、その年金は、当該次順位者にこれを支給する。

(遺族一時金)

第五十條

組合員が死んでしたときは、その遺族たる遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、休職日額に、組合員であつた期間に応じ別表第五に定める日数を乗じて得た金額とする。

(年金者遺族一時金)

第五十一條

組合員

が死んでしたときは、その遺族たる遺族に

対し、年金者遺族一時金又支給する。

一 退職手金を受ける権利を有する者が死亡した場合にあつて、遺族年

金の支給を受けていた遺族がまつとく。

二 組合員であつた期間二十年以上の者で、廃疾年金の支給を受ける権利を有する者の代理にてた場合において、遺族年金の支給を受けていた遺族がまつとく。

三 組合員であつた期間二年未満の者で、廃疾年金の支給を受ける権利を有する者は、その差額を支給する。

利き有すきりやせんこしだとき

四 遺族年金の支給を受ける者は、その支給止みの権利を失つて後年

第五十二條

前條第一項金額の残は、左の区分によろ。

一 前條第一号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の残

額が、退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額

二 前條第二号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の残額が、その組合員の退職の際受けるべきであつた退職年金の六年分に満たないときは、その差額

三 前條第三号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の

額が、休職日額の組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額と休職の十月分との合計額との合算額が休職の二月分を超えるときは二十二ヶ月分に満たないときは、その差額

四 前條第四号に該当する場合においては、すでに支給を受けた退職年

金、喪葬年金及び遣族年金を总额か、その組合員が受けた退職年金人は受けるべきであつた退職年金の額の大年分に満たないときは、その差額

第六節 遺族年金

(弔慰金及び家族弔慰金)
第五十三條、組合員又は被扶養者が震災その他非常災害によつて死亡したときは、組合員については喪祭の一月分の弔慰金をその遺族に、被扶養者については俸給の半月分の家族弔慰金を支給する。
(災害見舞金)

第五十四條、組合員が、住居人は家財に損害を受けたときは、別表第六に掲げる損害の程度に応じて、俸給に、同表に定める月数を乘いて得た金額を災害見舞金として支給する。

第七節 休業給付

(傷病手当金)

第五十五条、組合員が、帝に因らぬいで疾病にかかり、又は負傷し、大病のため引、疏き勤務に就すこととができなくなる場合においては、傷病手当金として、勤務に就することとができなくなる日以後三日を超過から、その後における勤務に就すこととができなくなる期間一日に一日額の十分の八に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者とのものが入院した場合について支給する傷病手当金は、前項の規定にかわらず、俸給日額の十分の大に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算し六月間とする。

4 結核性疾患に関しては、前項の期間を越え通して三年に至るまでの療養のため勤務に就すこととができ、本かつた病間にについて、解続して傷病手当金を支給する。

第五十六条、先述は、前二項の場合に、これを準用する。

(出産手当金)

第五十六條、組合員が分娩したときは出産手当金として分べんの日

前四十九日から心臓病以後四十日以内において勤務に服することができる組合員である者、組合員の資格喪失後六月以内に分べんしたときはまた同様とする。組合員の資格喪失後六月以内に分べんしたときは

又 前條第三項の規定は、出産手当金の支給について、これを準用する。

3 組合員がその被扶養者に夫もしくは妻も出産手当金を受けつける場合においては、その給付は第一項に規定する期間内は、引き続きこれを支給する。但し、その期間内に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、その後は、二つ限りでない。

(休業手当金)

第五十七條、組合員が、次の各号の一の事由に因り欠勤した場合において

は、休業手当金として次の期間(第三号から第五号までの各号について

は、当該各号に掲げて期間(一日)につき俸給日額の十分の大半を支給する。

一 公務に因らざる疾病又は負傷

二 組合員の被扶養者の疾病又は負傷

三 組合員又はその被扶養者の分娩

四 組合員又はその被扶養者に係る公務に因らざる不慮の灾害

五 組合員の婚姻又は配偶者の死、二親等以内の血族、一親等の姻族若しくはその他の被扶養者や組合員が收入により主としてその生計を維持する者の婚姻又は再婚、一日

大 前各号に掲げる外、所屬機関の長が已むを得ないと認めた事

第五十八條、傷病手当金

係る俸給の全部又は一部を受ける場合は、その支給期間に

て、その全部又は一部を受ける場合は、その受け取る金額の限度にかゝらず

第八節 給付の制限

第五十九條 ニの法律により給付を受くべき者が、故意に給付事由を生ぜしめたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一部を行なないことができる。その者が懲戒処分を受け又は禁じ以上の刑に処せられたときも、また同様とする。

第六十條 組合員若しくは組合員であつた者又はその被扶養者、正当の理由なくして療養に関する指揮に従わなかつたことにより又は重大な過失により事故を生ぜしめたときは、その者に係る保健給付、療疾給付又は休業給付の全部又は一部を行なないことができる。

第六十一條 保健給付、療疾給付又は休業給付の支給不関連必要があると認められたときは、その支給に係る者につき診断を行なうことができる。
2 正当の理由がなくて前項の診断を拒否した場合においては、その者に係る保健給付、療疾給付又は休業給付の全部又は一部を支給しないことができる。

第六十二條 療疾給付の支給を受くべき者が、組合員又は組合員であつた者苦しくは遺族給付の支給を受ける者を故意に死に致らしめたときは、その者につけては、その受くべき給付を支給しなり、但し、ニの場合において後順位者があるときはその者に支給する。

第四章 福祉施設

第六十三條 組合は、前章に規定する給付を行ふ外、組合員の福祉を増す目的で、左の各号に掲げる福利及び厚生に関する事業を行なうことができる。

- 1 組合員の保健及び保養並びに放養に資する施設の経営
 - 2 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付
 - 3 組合員の貯金への受入又はその運用
 - 4 組合員の臨時の支出に対する貸付
 - 5 組合員の需要する生活必需物資の買入又は賣却
- 2 組合が、前項に規定する事業を共同して行う必要がある場合においては、組合は、共済組合連合会（以下連合会といふ）を設立することができる。

3、連合会は法人とする。

第六十四條 連合会は、主たる事務所を東京都に置く。

2、連合会は、大藏大臣の認可を受けて前條に規定する事業を行つため、必要な地に從事する事務所を設けることができる。

3、連合会に加入してハる組合は、連合会の事業を執行するに要する費用に充てるためその組合に對し國庫が拂り込玉負担金へ第十七條第二号から第四号までに掲げる給付に要するもの(除く)の百分。五に相当する金額を、その拂込があるごとに、連合会に拂り込まなければならぬ。

第六十五條 連合会は、定款を以て左に掲げる事項を規定し、大藏大臣の認可を受けなければならぬ。

一 目的

二 名稱

三 事務所の所在地

四 加入及び脱退に関する事項

五 従員に関する事項

六 資産の管理及び会計に関する事項

2、定款は、大藏大臣の認可を受けなければ、これを変更することができる。

第六十六條 連合会は、前條の定款の認可の日に成立する。

第六十七條 第八條第一項及び第二項、第九條第一項並びに第十條第一項、及び第四項の規定は、連合会に関して、之れを準用する。

第五章 掛金及び國庫負担金

（掛金）第六十八條 組合員は、組合の給付に要する費用に充てるため、掛金を負担する。

2、前項の掛金は、組合員の俸給を標準として之れを算定するものとし、その俸給と掛け金との割合は各組合につき、運営規則で之れを定める。（國庫負担金）

第六十九條 國庫は、左の各号に掲げる金額を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

- 一 保運賃付、運送各項及び係業賃付に要する費用、二分の一
- 二 退職給付、率六割付及び遣族給付に要する費用の百分比五十五
- 三、組合へ事務に要する費用の全額

2 前項第三号に規定する組合へ事務に要する費用は、毎年度予算をもつてこれを定める。

第七十條 組合員の俸給支給権限は、毎月俸給支給の際その俸給から運営規則に定める掛金に相当する金額を控除してこれをその所屬する組合に拂はこまなければならぬ。

第六章 共済組合審査会

(審査・請求)

第七十一條 給付に関する決定又は掛け金の徵収に対する異議のある者は、直接受共済組合審査会(以下審査会といふ)に對し或は組合の地方支部を通じて文書又は口頭をもって審査会に對し審査を請求することができる。

2 前項の規定による給付に関する決定に対する審査の請求は、時効の中斷に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

3 第一項の審査の請求は、決定又は徵収の通知があつた日から六十日以内に提出をなせなければならぬ。

(審査会)

第七十二條 審査会は、各組合ごとに代表を置き、前條第一項の規定によりその権限は屬せしめらるる事項を掌る。但し、命令で定める場合においては、二以上の組合に一の審査会を置くことができる。

2 審査会は、第三條第二項の規定により、組合を代表する各省各廳の長の所轄に屬する。但し、前項の規定により、二以上の組合に一の審査会を置いた場合においては、當該関係組合を代表する各省各廳の長の協議により、そのいづれか一人がそれを所轄する。

第七十三條 審査会は、委員九人をもつて、これを組織する。

2 前項の委員は、組合員を代表する者、政府を代表する者及び公益を代表する者各三人とし、前條第二項の各省各廳の長がこれを委嘱する。但し、公益を代表する者の委嘱については、各省各廳の長は、運営審査会の同意を得たければならない。

3 委員の任期は、三年とする。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十四條 審査会の委員は、公益を代表する委員のうちから、会長を選舉する。

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故がある場合においては、委員は、公益を代表する他の委員のうちから会長の職務を代理する者を選舉する。

第七十五條 審査会は、会長が委員に対して適當な方法で通知をしてこれを招集し、その議事は、会長を除く出席委員の過半数でこれを決する。可否同数である場合には、会長の決するところによる。

2 審査会は、組合を代表する委員、政府を代表する委員及び公益を代表する委員が各々少くとも一人以上出席しなければ、議事を開き議決をすらることはできない。

3 会長は、第七十一條第一項の規定による請求があつた場合においては、

遅滞なく審査会を招集しなければならぬ。

第七十六條 関係人及び証人は、会長の許可を受けて審査会の会議に出席し、意見を述べることができる。

第七十七條 審査会は、審査のため必要があると認める場合においては、如何なる関係人に対しても意見を求める又は審査を請求した者に対する報告をさせ、若しくは出頭を命じ、又は給付の決定に関する請求の場合には医師に診断若しくは検査をさせることができる。

第七十八條 審査会の決定は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内になされなければならぬ。

2 審査会の決定の通知は、決定のあつた日から起算して七日以内に、文書で、組合及び請求者に対する通知しなければならない。

第七十九條 審査会の委員の報酬及び旅費並びに第七十七條の規定により出頭を命じた関係人の旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第七章 雜則

(医療に関する事項)

第八十條 組合は、この法律の医療に関する事項については、隨時厚生大臣に連絡をしなければならない。

(船員たる組合員に対する例外)

第八十一條 命令で指定する組合の組合員で船員保険の被保険者であるものへの以下船員たる組合員(いふ)の船員たる組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法の定めることによる。

第八十二條 船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員が、第十三條第一号から第三号に規定する事由に該当したときの退職給付又は遣族給付は、左の各号のうち組合員に有利なはずか一つの給付とする。
一、組合員として受けられる退職給付又は遣族給付と命令で指定する組合員で、かつた船員保険の被保険者であつた期間がある場合の次の期間に対する船員保険法に規定する巻尾年金又は脱退手当金若しくは遣族

旅費金との併給

二、船員として受けられるべき船員保険法の規定による賃金年金

又は遣族年金と、船員たる組合員でない組合員であつた期間がある場合の期間に対する組合員として受けられる退職給付との併給

第八十三條 前條に規定する場合の外、船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員に対する給付は、組合員として受けられるべき給付と、員たる組合員として受けられるべき船員保険法に規定する給付へ失算に用いる給付を除く)とのうち、組合員に有利なべずか一つを支給するものとする。

(國家公務員法との關係)

第八十四條 この法律は國家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十一号)に定める諸條項にすべての美において從属し、且つ、如何なるものにおいてもこれにて感触しないものとする。又後づけ國家公務員法の規定

に基く法律 政令又は人等基産金危機等應付法等の如きに依り、其の運営に
依る事の如きは、その努力を失うものとする。

卷之三

(施行期日) 一月三日より一日から、これを施行する。

（地方職員
第十五條

第十五回
（地方職員の取扱）

(地方職員の取扱)
第八十六條 國に使用へ承う者で地方公共團體から報酬を受けるもの又は地方公務團體の事務官に定用される者は、命令の定めるところにより、当分の間、この法律に基づいて設けられた組合（以下新組合という）の組合員となる。
前項の規定に該當する者で、國庫から報酬を受ける者以外の者に対する

前記の規定によれば、第六十九條中國庫とあるこの法律の適用については、第六十四條及び第六十九條中國庫とあるのは「地方公共團體」、第七條及ぶ第六十九條中「各省各廳の長」とあるのは「

する時は御道筋添付。第十條中「浮給」とあるのは「給與」。第六十八條及公第七十條中「俸給」とあるのは「掛金算定の標準となつた給與」及びこの法律にて職員とあるのは「國に使用される者で地方公共團體から報酬を受けるもの又は地方公共團體の事務所に使用される者」と讀み替えるものとする。

3. 第一項の組合員に付する給付額算命で特別の定をなすことができる。

（一）旧法による共済額を加取扱

共済組合は以下に規定するものとし、組合員は、組合規則に基づいて組織されることはみなし。但し、命令で指定する旧組合は、次
不登録組合等の場合は、この限りでない。

(一) 旧組合の権利義務（実権）
第八十九條 廃止組合の管理に係る権利義務の承継に因しては、命令並

(旧組合員の取扱)

第八十九條 廃止組合の組合員で、新組合が組合員たる資格を有するものは、この法律施行の日において、その者の所属する各省各廳に設けられた組合員と看作ります。

乙 廃止組合の組合員で新組合の組合員たる資格を有しないものは、この法律施行の日において、命令で指定する新組合の組合員と看作ります。

3 廃止組合以外の旧組合の組合員で新組合の組合員たる資格を有しないものは、この法律施行の日において、命令で指定する新組合の組合員となつたものとみなす。

4 警察法(昭和二十二年法律第二百九十九号)及び消防組織法(昭和二十二年法律第二百三十六号)施行の日からこの法律施行の日まで自治体警察の職員又は自治体消防の職員であつた者は、その職員であつた期間これらを從前の警察共済組合令(大正九年勅令第四十四号)に基いて組織さ

れた組合の組合員であるとする。

(すでに給付事由の発生していける給付の取扱)

第一條 この法律施行の日前に、すでに給付事由が発生していける給付及びこの法律施行の日前に給付の原因たる事故が発生し、ニの法律施行の日以後にその給付事由が発生した給付については、お従前の法令の規定により支給する。

(組合員たる期間計算、特例)

第九十一条 この法律施行の際新組合の組合員である者のこの法律施行の日前から引継ぎ、旧組合の職員であつた期間（第一條各号の一に該当する職員）から大蔵省又は憲政省（大正十一年法律第四十一号）に規定する公務員父なる職員に対するべき者（別添一の附した期間を除く）は、これを新組合の組合員とすべし期間のみなす。

(期間計算の特例に付す追加費用の負担)

第九十二条 前條の規定により生すべき組合の追加費用は、國庫（第八十六條第一項の規定による者で國庫から報酬を受けき者以外の者については都道府縣又は市町村）が、これを負担する。

(施行)日現在に於ける賃借料対照表

第九十三条 新組合の大蔵大臣の定めるところにより、この法律施行の日現在に于ける賃借料の黒表を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならぬ。

(退職給付金の支拂い)

第九十四条 ノミネート候選者（第十四号までに掲げらる給付は、恩給法の適用を受けず）有資格金をもててす組合の組合員に對しては、当分の間ハこれを行ねば。

第九十五条 この法律の施行の際に組合員である者に支拂すべし金、退職一時金又は退職一時金の額は、第三十九条、第四十一條又は第十二條の規定により算定して算出せり。此の法律施行前の職員であつた期間一年にへて年給と額に依る年給を掲げる日数を乗じて得た額を控除した金額とす。但し、組合員がもつた期間二十年以上の者に対する退職一時金については、在職。

一 退職年金にあつては、二・四五日

二 退職一時金又は退職一時金にあつては、十日

第九十六条 第九十四条後に規定する組合員以外の組合員が、同様に控除する組合員の額とときは、此種給付の支拂いについては、これを恩賞とす。

なす。但し、退職年金は、その者が組合員である期間その支給を停止する。

(共済組合連合会の解散)

第九十七條 財團法人政府職員共済組合連合会は、第六十六條の規定により、連合会が成立した日に解散するものとする。
2. 財團法人政府職員共済組合連合会がその解散の日現在において有する一切の権利義務は、その日に連合会がこれを承継するものとする。
(審査会の委員の任期に関する特例)
第九十八條 審査会の最初の委員がうち、その三分の一の者の任期は、これを一年とし、他の三分の一の者の任期は、これを二年とする。その委員はそれぞれ第3條第二項の規定により組合を代表する各省各廳の長がこれを命ずる。

(法令の廃止)

第九十九條 左に掲げる法令は、この法律施行の日に、これを廃止する。

鉄道共済組合令(明治四十年勅令第百二十七号)
郵便局共済組合令(明治四十一年勅令第百五十七号)
印刷局共済組合令(明治四十二年勅令第二十二号)
遞信共済組合令(明治四十三年勅令第百五十一号)
警察局共済組合令(大正八年勅令第三百六号)
警察共済組合令(大正九年勅令第百三十九号)
上水共済組合令(大正十二年勅令第十九号)
主税務署共済組合令(大正十二年勅令第三百三十九号)
刑務共済組合令(昭和十五年勅令第百八十九号)
政府職員共済組合令(昭和十五年勅令第八百二十七号)
教職員共済組合令(昭和十六年勅令第十七号)
北海道廳言林課共済組合令(昭和十七年勅令第六百八十六号)

組合員の期間		日数		組合員の期間		日数	
一年以上	一ヶ月以上	二十日	一日	八年以上	一年六ヶ月以上	一四〇日	一日
二年以二	三年以二	四十日	八日	九年以二	八年六ヶ月以上	一二〇日	七日
三年以二	四年以二	六十日	十日	十年以二	九年六ヶ月以上	一八〇日	十四年六月以上
四年以二	五年以二	八〇日	八日	十一年以二	十年六ヶ月以上	二一〇日	十四年六月以上
五年以二	六年以二	九〇日	九日	十二年以二	十一年六ヶ月以上	二四〇日	十四年六月以上
六年以二	七年以二	一〇〇日	十日	十三年以二	十二年六ヶ月以上	二七〇日	十四年六月以上
七年以二	八年以二	一一〇日	十一日	十四年以二	十三年六ヶ月以上	三〇〇日	十四年六月以上
八年以二	九年以二	一二〇日	十二日	十五年以二	十四年六ヶ月以上	三三〇日	十四年六月以上
九年以二	十年以二	一三〇日	十三日	十六年以二	十五年六ヶ月以上	三六〇日	十四年六月以上
十年以二	十一年以二	一四〇日	十四日	十七年以二	十六年六ヶ月以上	三九〇日	十四年六月以上
十一年以二	十二年以二	一五〇日	十五日	十八年以二	十七年六ヶ月以上	四二〇日	十四年六月以上
十二年以二	十三年以二	一六〇日	十六日	十九年以二	十八年六ヶ月以上	四五〇日	十四年六月以上
十三年以二	十四年以二	一七〇日	十七日	二十年以二	十九年六ヶ月以上	四八〇日	十四年六月以上
十四年以二	十五年以二	一八〇日	十八日	二十九年以二	十九年六ヶ月以上	五〇〇日	十四年六月以上
十五年以二	十六年以二	一九〇日	十九日	三十一年以二	二十一年六ヶ月以上	五三〇日	十四年六月以上
十六年以二	十七年以二	二〇〇日	二十日	三十二年以二	二十二年六ヶ月以上	五六〇日	十四年六月以上
十七年以二	十八年以二	二一〇日	二十一日	三十三年以二	二十三年六ヶ月以上	五八〇日	十四年六月以上
十八年以二	十九年以二	二二〇日	二十二日	三十四年以二	二十四年六ヶ月以上	六〇〇日	十四年六月以上
十九年以二	二十年以二	二三〇日	二十三日	三十五年以二	二十五年六ヶ月以上	六二〇日	十四年六月以上
二十年以二	二一年以二	二四〇日	二十四日	三十六年以二	二十六年六ヶ月以上	六四〇日	十四年六月以上
二一年以二	二二年以二	二五〇日	二十五日	三七年以二	二七年六ヶ月以上	六六〇日	十四年六月以上
二二年以二	二三年以二	二六〇日	二十六日	三八年以二	二八年六ヶ月以上	六八〇日	十四年六月以上
二三年以二	二四年以二	二七〇日	二十七日	三九年以二	二九年六ヶ月以上	七〇〇日	十四年六月以上
二四年以二	二五年以二	二八〇日	二十八日	四十一年以二	三十一年六ヶ月以上	七二〇日	十四年六月以上
二五年以二	二六年以二	二九〇日	二十九日	四十二年以二	三十二年六ヶ月以上	七四〇日	十四年六月以上
二六年以二	二七年以二	三〇〇日	三十日	四十三年以二	三十三年六ヶ月以上	七六〇日	十四年六月以上
二七年以二	二八年以二	三一〇日	三十一日	四四年以二	三四年六ヶ月以上	七八〇日	十四年六月以上
二八年以二	二九年以二	三二〇日	三十二日	四五年以二	三五年六ヶ月以上	八〇〇日	十四年六月以上
二九年以二	三十年以二	三三〇日	三十三日	四六年以二	三六年六ヶ月以上	八二〇日	十四年六月以上
三十年以二	三十年以二	三四〇日	三十四日	四七年以二	三七年六ヶ月以上	八四〇日	十四年六月以上
三十年以二	三十一年以二	三五〇日	三十五日	四八年以二	三八年六ヶ月以上	八六〇日	十四年六月以上
三十一年以二	三十一年以二	三六〇日	三十六日	四九年以二	三九年六ヶ月以上	八八〇日	十四年六月以上
三十一年以二	三十一年以二	三七〇日	三十七日	五〇年以二	三〇年六ヶ月以上	九〇〇日	十四年六月以上
三十一年以二	三十一年以二	三八〇日	三十八日	五一年以二	三一年六ヶ月以上	九二〇日	十四年六月以上
三十一年以二	三十一年以二	三九〇日	三十九日	五二年以二	三二年六ヶ月以上	九四〇日	十四年六月以上
三十一年以二	三十一年以二	四〇〇日	四十日	五三年以二	三三年六ヶ月以上	九六〇日	十四年六月以上
三十一年以二	三十一年以二	四一〇日	四十一日	五四年以二	三四年六ヶ月以上	九八〇日	十四年六月以上
三十一年以二	三十一年以二	四二〇日	四十二日	五五年以二	三五年六ヶ月以上	一〇〇〇日	十四年六月以上

備考

一 視力の測定は萬國式视力表による所折異状あるものにつては矯正を行つて、測る。

二 手と足の十指とは手や指は指関節、その他の指は第一指關節以降の指關節で、手や指にあつては指關節、著しく運動障害を生ずるものはそれを全部失つたものをいう。

年	月	度	月数
全	一	度	月
級	級	度	月
四	九	度	月

第表 第五

組合員の期間		日 敷		組合員の期間		日 敷		組合員の期間		日 敷		
六月未満	以上	一二〇	日	七年	以上	二六〇	日	十四年	以上	四四〇	日	
六月以上	一三〇	日	七年六月以上	二七〇	日	十四年六月以上	四五五	日	十五年	以上	四七〇	日
一年	以上	一四〇	日	八年	以上	二八〇	日	十五年六月以上	四八五	日	十六年	以上
一年六月以上	一五〇	日	八年六月以上	二九〇	日	十六年六月以上	五〇〇	日	十五年六月以上	四四〇	日	
二年	以上	一六〇	日	九年	以上	三〇〇	日	十六年六月以上	五五〇	日	十七年	以上
二年六月以上	一七〇	日	九年六月以上	三一〇	日	十七年六月以上	五三〇	日	十六年六月以上	五四五	日	
三年	以上	一八〇	日	十年	以上	三二〇	日	十八年	以上	五六〇	日	
三年六月以上	一九〇	日	十年六月以上	三三五	日	十八年六月以上	五六〇	日	十七年	以上	四二五	日
四年	以上	二〇〇	日	十一年	以上	三五〇	日	十九年	以上	六〇五	日	
四年六月以上	二一〇	日	十一年六月以上	三六五	日	十九年六月以上	六〇五	日	十八年	以上	四一〇	日
五年	以上	二二〇	日	十二年	以上	三八〇	日	二十年	以上	六〇五	日	
五年六月以上	二三〇	日	十二年六月以上	三九五	日	二十年六月以上	六〇五	日	十九年	以上	四二五	日
六年	以上	二四〇	日	十三年	以上	四一〇	日	二十一年	以上	六〇五	日	
六年六月以上	二五〇	日	十三年六月以上	四二〇	日	二十一年六月以上	六〇五	日	十九年六月以上	六〇五	日	

別表第六

損 害 程 度

一 住居及び家財の全額が焼失又は滅失したとき
二 住居及家財の半分以上が焼失又は滅失したとき
三 住居又は家財の半分程度が焼失又は滅失したとき

月 敷
一一三
月 月

理

現行政府職員共済組合令第十二共済組合令第 賀和三五年法律第X
号により暫定的に法律せる切りを設められてゐるが、そゝ失効後、元々
代るべき共済組合の依拠法規を制定する必要があるとともに、共済
組合の行う給付と健康保険、厚生年金保険及び船員保険等の
社会保険による給付との權衡を考慮して、それに所要の改正
をすすめる必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

昭和二十三年六月一日起降の政府職員の俸給等に関する法律(案)

(二三、六、二二)

第一條 本法律、官吏、官吏の俸給を受ける者(官吏と同格の政府職員を含む)、雇員、係員及び二つでない者(常時勤務に服する者)(他の法律に特別の定めある者を除く。以下「職員」という)。は對一丁口、昭和二十三年六月一日に前二三二、職員の総平均の月収三千七百九十一円の俸給等を支給する。

第二條 前條の規定による俸給等には、この法律に別段の定めある場合を除く外、政府職員の新給與率、施用圖する法律(昭和二十三年法律第十四号)、以下法律四十号等と(一)の例による。
並集 沿方四十五号が十四條第ニ項に規定する職務の各級に付する俸給の幅は、定期に上る。

第三条 昭和二十四年六月十八日附第十四号の施行より、月給は、以養親族一人につき、三百七十四円とする。

附 例

第四條 この法律は、公布の日より、以下施行する。

第五條 この法律の施行に際し、各職員の属する職務の区分における俸給の最高額は、廿九万六千円の額(以下「昭和二十三年六月一日現在の俸給」)十一割五分に相当する金額は、達一千八百九十九円である。

第六條 本法律の施行により内訳金額をもつて支給する俸給の内訳とみなす。

第七條 本法律の施行により内訳金額をもつて支給する俸給の内訳とみなす。この内訳は、所長職(昭和二十四年法律第十七号)の適用に依れば、同法律三十八條第一項の規定の給与とみなす。

昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律
第一條 官吏、官吏の待遇を受ける者（官吏と同格の政府職員を含む。）、雇員、傭人及び工員であつて常時勤務に服する者（他の法律に特別の定のある者を除く。以下職員といふ。）に対しては、昭和二十三年六月一日に施行され、職員総平均の月収三千七百九十一円の俸給等を支給する。

第二條 前條の規定による俸給等に関する法律に別段の定のある場合を除く外、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和一十三年法律第四十六号。以下法第四十六号とす。）の例による。

第三條 法第四十六号第十四条第二項に規定する職務の各級における俸給の幅は、別表による。

乙 扶養手当の月額は、扶養親族一人につき二百五十円とする。

附 則

第四條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五條 この法律の施行に際し、各職員の属する職務の級に応じて俸給の幅の最高が、法第四十六号の規定による昭和二十三年六月一日現在の俸給の十一割五分に相当する金額に達しない場合においては、その職員は新給與実施本部長の定める俸給の額を受けるものとする。
第六條 職員が昭和二十三年六月一日以後の分として既に支給を受けた法第四十六号による給與は、この法律による給與との差額は、所得稅法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用について、同法第三十八條第一項、第五号の給與とみなす。
又 前項の規定により内拂金とみなされた金額との法律による給與との差額は、所得稅法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用について、同法第三十八條第一項、第五号の給與とみなす。

中止候。二月廿一日被給公牒、係亦回于六月廿二日付之。想吉
はヨリの残余不屬す。總務大司に於ては、澤翁又^ハ高
高^ハ起^{ハシ}立^{ハシ}御^{ハシ}付^{ハシ}給^{ハシ}。〔以下改革治事〕。此後^{ハシ}是^{ハシ}を
總務大、^{ハシ}又^{ハシ}總務科^{ハシ}の十一割五分^{ハシ}に相^{ハシ}當^{ハシ}す。金額一傳
給^{ハシ}を蒙^{ハシ}れ^{ハシ}た^{ハシ}。但し、^{ハシ}中止候^{ハシ}教^{ハシ}、^{ハシ}新^{ハシ}管
實^{ハシ}務^{ハシ}來^{ハシ}即^{ハシ}其^{ハシ}に^{ハシ}付^{ハシ}。是^{ハシ}が表^{ハシ}總務科^{ハシ}裏牛
の直近^{ハシ}傳^{ハシ}給^{ハシ}全額^{ハシ}と同^{ハシ}程^{ハシ}と^{ハシ}す。

二
首次^{ハシ}教^{ハシ}主^{ハシ}に^{ハシ}總務科^{ハシ}の數^{ハシ}を^{ハシ}計^{ハシ}る。教^{ハシ}の屬^{ハシ}す
は^{ハシ}出^{ハシ}た^{ハシ}副^{ハシ}卷^{ハシ}の傳^{ハシ}給^{ハシ}の幅^{ハシ}を^{ハシ}高^{ハシ}め^{ハシ}た^{ハシ}。連^{ハシ}して^{ハシ}高
金^{ハシ}出^{ハシ}た^{ハシ}。是^{ハシ}が總務科^{ハシ}、^{ハシ}又^{ハシ}高^{ハシ}め^{ハシ}た^{ハシ}傳^{ハシ}給^{ハシ}を
會^{ハシ}付^{ハシ}する。

裏面白紙

81

84
K. 完 め そ

部級表別俸給額表

1

1

四

1

1

1

—

1

1

1

1

1

1

現下の經濟事情に鑑み、政府職員の給與を増額して支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

同妻小公務員共濟組合法第十九條の規定によると、共濟組合は

審査令、李東、東剛等に關する政令
二三、六、二二

大藏省 給與局

1513 (1) 家主移りて新主に(伊予守江田中子)弟も併り
承定る事年。二ノ井某氏家主令へ傳するわが家も施主とす。

國家公務員並非組合法第十九條に規定する共済組合審査会に
委員の報酬率に關する件

(高齢不育金の年額と同額の報酬) つまは一月二百四十円とする。

第一條 國務公務員共済組合法(昭和二十三年法律等

号。以下法と

いう。)に規定する審査会(以下審査会と/or)の事務局長(以下審査局長)、

並び範囲内にあって、國務公務員共済組合が二本を支給する。

(高齢不育金の年額と同額の報酬は、木蔵木屋の來れる報酬等)

第二條 (審査会の)國務公務員共済組合が二本を支給する。

(高齢不育金の年額と同額の報酬は、木蔵木屋の來れる報酬等)

第三條 (審査会の)國務公務員共済組合が二本を支給する。

(高齢不育金の年額と同額の報酬は、木蔵木屋の來れる報酬等)

第四條 (審査会の)國務公務員共済組合が二本を支給する。

(高齢不育金の年額と同額の報酬は、木蔵木屋の來れる報酬等)

第五條 (審査会の)國務公務員共済組合が二本を支給する。

(高齢不育金の年額と同額の報酬は、木蔵木屋の來れる報酬等)

第六條 (審査会の)國務公務員共済組合が二本を支給する。

(高齢不育金の年額と同額の報酬は、木蔵木屋の來れる報酬等)

第七條 (審査会の)國務公務員共済組合が二本を支給する。

(高齢不育金の年額と同額の報酬は、木蔵木屋の來れる報酬等)

第八條 (審査会の)國務公務員共済組合が二本を支給する。

(高齢不育金の年額と同額の報酬は、木蔵木屋の來れる報酬等)

第九條 (審査会の)國務公務員共済組合が二本を支給する。

(高齢不育金の年額と同額の報酬は、木蔵木屋の來れる報酬等)

第十條 (審査会の)國務公務員共済組合が二本を支給する。

(高齢不育金の年額と同額の報酬は、木蔵木屋の來れる報酬等)

第十一條 (審査会の)國務公務員共済組合が二本を支給する。

(高齢不育金の年額と同額の報酬は、木蔵木屋の來れる報酬等)

第十二條 (審査会の)國務公務員共済組合が二本を支給する。

(高齢不育金の年額と同額の報酬は、木蔵木屋の來れる報酬等)

第十三條 (審査会の)國務公務員共済組合が二本を支給する。

(高齢不育金の年額と同額の報酬は、木蔵木屋の來れる報酬等)

第十四條 (審査会の)國務公務員共済組合が二本を支給する。

(高齢不育金の年額と同額の報酬は、木蔵木屋の來れる報酬等)

第十五條 (審査会の)國務公務員共済組合が二本を支給する。

(高齢不育金の年額と同額の報酬は、木蔵木屋の來れる報酬等)

第十六條 (審査会の)國務公務員共済組合が二本を支給する。

(高齢不育金の年額と同額の報酬は、木蔵木屋の來れる報酬等)

五 証明内容

六 請求の年月日

ス 代理人が書面で審査を請求する場合に付する資格を証明する書面を添

付する。

ス 代理人が書面で審査を請求する場合に付する資格を証明する書面を添

付する。

ス 代理人が書面で審査を請求する場合に付する資格を証明する書面を添

付する。

三 請求の趣旨

四 請求の理由

ス 代理人が書面で審査を請求する場合に付する資格を証明する書面を添

付する。

ス 代理人が書面で審査を請求する場合に付する資格を証明する書面を添

付する。

ス 代理人が書面で審査を請求する場合に付する資格を証明する書面を添

付する。

(付して、代理~~不外~~審査請求書に記名して印をあぶなければならぬ。)
第五條 口頭で審査を請求するには請求人は、前條第一号乃至第五号に掲げ
る事項を陳述し、証拠書類があるときは、これを提出しなければならぬ。
2 審査会の書記又は職員の所属長が指定する事務官は前項の陳述を
して聴取書を作成し、年月日を記載して請求人に読み聞かせしめ、請求人
どもに、これを記名して印を捺さなければならぬ。

3 代理人が口頭で審査を請求する場合に、その資格を証明する書類を提出
して、代理人の聴取書に記名して印を捺さなければならぬ。

(注下の如き)
第六條 審査の請求があつた場合において、その事件が審査の請求を下すこ
とができるるものであるとき、又は審査の請求が適法の手続と違反した
ものであるときは、審査会は、その理由を附してこれを取り下さなければ

ならぬ。但し、審査の請求の手續の方或に缺けたりがあるときは審査
会は、これを補正せなければならぬ。

(重複の如き)
第七條 審査会は、審査の請求を受けたときは、直ちに審査請求書
(又は審査請求書の正副)を該該(後條の規定又は掛合の徴候をもしたる情組合の代表者たる者若しくは其の代理)へ直接に開示する。但し、以下に該
の字を改めてこれを請求書と直接に開示する。以下(以下開示の長)各有所在所

の長へ送付ししなければならぬ。

(公判書等の如き)
第八條 前條の如きの長は、前條の審査の請求に關する書類の写本の送付を受
けたときは、直ちにこれを請求する者の開示のため審査をして審査会に送付しなければなら
ぬ。

(代理人の如き)
第九條 審査会は、審査の請求を受けたときは、速かに請求人の説明を聽い
た上、審査請求書と併せて開示のため審査をして審査をしてしなければならぬ。但し、請求
人が出頭するにとが困難な事由がある場合は、文書で審査をすることが
できる。

天子より代理人は、
請求人補佐人十人を、
すまにがでさる。併し、其の補佐人本
明、やむをえども、事故のため出頭することができない。
請求人又は代理人は、
説明す。

会送仕しニ木

又は代理人

第十條 請求人が証人訊問の申出をしたときは、審査会はその証人に出席を命じなければならぬ。

第十一條 審査会は審査のため必要があると認められた場合にあっては、訴訟を命じなければならぬ。

第十二條 審査会は事件の一部が審査を決定するに適したときは、その部分について先ず決定することができる。

第十三條 審査の請求人が審査の決定前に死亡したときは、被承継人か被相続人として審査会の委員がこれに記名して印をあてなければならぬ。

審査の請求手続を了りたるものとする。

第十四條 法第、第七十八条に規定する審査の決定書には、左に掲げる事項を記載して審査会の委員がこれに記名して印をあてなければならぬ。

一 請求人の氏名及び住所

二 代理人が審査を請求した場合は代理人の氏名

三 請求の趣旨及び理由の要旨

四 決定の主文

五 決定の理由

六 決定の年月日

第十五條 審査会は前條の規定による決定書原本に基づいて正本一通及び副本一通、審査会の委員が記名し、印をあして、正本は審査の請求人に交付し、副本は関係機関の長に送付しなければならぬ。

2 請求人に對し決定書を交付することができないときは、審査会は、請求人の所属機関の長に對しその旨を通知し、その決定書を掲示させなければならぬ。

3 前項の規定に于て掲示するを准拠したときは、天皇書の交付があつたものとみなす。

第十六條 請求人は審査会に対して決定書の原本の交付を請求することがでえ。

第十七條 審査会に事務官が書記を置く。

第十八條 審査会に書記(法第七條の規定により)の事務に従事する職員うちから、当該審査会を所轄する組織に就任する。

2 審査会に書記(法第七條の規定により)の事務に従事する職員うち各省各廳の

長がこれに任命する。

3 審査会は会員の指揮をうけ、業務を管理する。

4 書記は、(会員の指揮をうけて)、審査に從事する。

第十九條 審査会の委員が衆議院議員選挙法第六條の規定により被選挙権を有しなくなつた場合審査会に出席することができなくなつた場合又は審査会の決議による議事その他に関する定めにしむれば違反した場合は法第七十三條三項の規定にかかるはず任期中これを解囑するにかかる。但し審査会の決議による議事その他に関する定めにしむれば違反したことを理由として解囑する場合には当該委員を除く他の委員全員の同意を得なければ本らない。

第二十條 二の政令に規定するものに依る審査会の審査に關して必要在事項は大藏大臣がこれに定める。

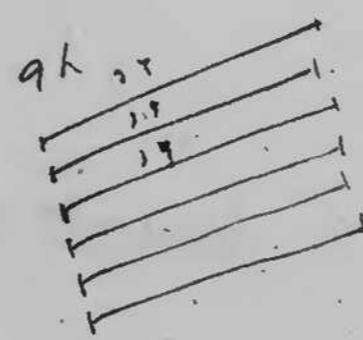
第二十一條 左に掲げる命令は、(政令の日)これを廢止する。

一 運輸通信省所屬職員に対する土木共済組合の適用に関する件へ昭和

十九年勅令第大三号)

- 二 専賣局夫有組合今の適用に関する件(昭和十七年勅令第三五五号)
三 健康保険又は船員保険の保険給付に相当する給付をなす夫有組合による政府給與金の増額に関する件(昭和十大年勅令第大九号)

附 則
この政令は公布の日から二ヶ月後より施行する。



共濟組合審査会に開示する政令案
(二三、七、五)
(大蔵省沿岸局)

G.S. 11月25日付

政令第 号

共済組合・審査会に関する政令

内閣は國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第十九條の規定に基き、
ニ・ヒ共済組合審査会に関する政令を制定す。

(審査会の委員に対する報酬)

第一條 國家公務員共済組合法(以下法といふ。)に規定する共済組合審査会(以下審査会といふ。)の公務員を代表する委員に対する報酬は、審査会に出席した日数に應じ、会長につりては一日二百六十円、その他の委員につりては一日二百円とする。

(審査会の委員及び關係人に対する旅費)

第二條 審査会の委員に対する旅費は、公務員を代表する委員につりては二級官吏につりて走りうる基準により、組合員を代表する委員及び政府を代表する委員につりては、夫々各自者が職員として支拂をうけられき縫により關係共済組合がこれを支拂する。
之 法第七十七條の規定により出頭を命じた關係人に対する旅費は二級官吏につりて走りうる基準により計算した額の範囲内において、關係共済組合が二級官吏につりて走らせる。

第三條 旅費七十円の額をもととする請求を許す者は、以下請求人といふ。に事前に附

き場合に於ては、請求人代り代理人が其の旨を明確に記載する。又、審査会に出席する者は、

(書面による審査の請求)

第三條 書面による審査を請求する場合は、書面に記載する。又、請求人は、正しく提出する。

請求書に証拠書類があるときは、これを添付し、記名して印をつけて、これを提出しなけれ

ばならぬ。

第一 権利者十人者の氏名、住所及出生年月日

第二 請求人が前項に規定する者以外の者は、その氏名、誕生日並びにその者

の關係(請求人の親族等)の氏名、住所、誕生日並びにその者

の請求の趣旨(請求人の請求の目的)。

第三 請求の理由(請求の目的)。

第四 請求の件(請求の事由)。

第五 請求の件(請求の事由)。

第六 請求の件(請求の事由)。

第七 請求の件(請求の事由)。

第八 請求の件(請求の事由)。

第九 請求の件(請求の事由)。

第十 請求の件(請求の事由)。

赤 請求の年月日

請求の年月日
之代理人が書面を審査を請求する場合においては、代理人はその資格を証明する書面を添付して、審査請求書に記入して印を捺すだけ此は合らる。

日暮川下る春登り詠集

〔四〕
『口頭による審査の言葉』
口頭で審査を請求する場合においては請求人は前條第一項第一号から第六号まで

之 異食会の書記又は請求人の所屬機關より表が指定する組合の書類に依り
之を記載して請求人に認可せし上、請求人と

ともに、これに記名して印をあわせればどういふ

ともに、これに記名して貰
う。代理人が口頭や書面で請求する場合は、代理人は、その資格を証明する書面

(請求の取扱及公補正)

^{第六條} 善登の請求があつた場合において、善登の請求が適法であるときは、善登はその理あるとす。又日善登の請求が適法であると認むるに違反したものがであるとす。

由を隠してこれを取下せなければならぬ。但し、審査の結果の手續の方

書換り奉しの送付

事に於ては、委員会本部の委員會の請求を受けて、即ち、馬鹿の如きの

代表者たゞ各省本廳の長へ以下各省各廳の長等ハテ。ハニ送付した件此件外に不、

(井明書の作成)
第2條 各省各廳の長は、前條の審査の請求に關する書類の空白送付を受けたときは、直

ちくこれに付すう聲明書を作成し審査局に送付

第1回 春登会は、春登の請求を受け付けては、速かに請求人又はその代理人の請求を了承する旨の書類及び証明書について審査

と今年の諸物貿易は、さういふに於ては、一
度の審査の上に提出するが、總ての税金を支
拂し、輸出の許可を受けた後、輸出する。但
し、輸出の許可を受けた後、輸出する。但
し、輸出の許可を受けた後、輸出する。

湯谷には文書が不完全をすとことかで見る
青年人又年少の大人は權威人一人を選任してこれ生じて之を用ひ
説明する一とが

卷之三

第十條 請求人又はその代理人が証人又は関係人に對する質問の申出をしたときは、審査会は、その証人又は関係人に出席を命じなければならぬ。

第十一條 審査の請求人が審査の決定前に死亡したときは、その審査に係る権利をうける権利の承継人又は相続人が審査の請求手続を引き継ぐものとする。

(審査の決定)

第十二條 審査会は、事件の一節が審査を決定するに熟したときは、その部分について必ず決定することができる。

第十三條 法第二十八條に規定する審査の決定書には左に掲げる事項を記載する。

出席した審査会の委員会に記名して印をあてなければならない。

一 請求人の氏名、住所、生年月日。

二 請求人の代理人が出席した場合は代理人の氏名、住所、生年月日並びに請本人の關係。

四 請求の趣旨及び理由の要旨

五 決定の主文

第六 決定の理由

七 決定の年月日 (印)

八 請求人は、審査会の委員会は、前條の規定による決定書の原本に基づいて正本一通及び副本一通

を作成し、議事録に出席した審査会の委員会が記名し、印を捺す。正本は審査の請求入

は交付し、副本は各省各廳の長に送付しなければならない。

九 請求人に対し決定書を交付することができないときは、審査会の委員会は請求人の所属機関の長に対しその旨を通知し、その決定書を掲示させなければならない。

十 前項の規定による掲示がなされてから七日を経過したときは決定書の交付があつたものとみなす。

第十五條 請求人は審査会に対して決定書の原本の交付を請求することができる。

(審査会の書記)

第十六條 審査会に書記を置く。

2 審記は芸能と振の規定による審査会の置かれている組合の事務に従事する職員のうちから、当該審査会に付属する各官各處の長がこれを任命する。

3 審記は会長の指揮をうけて本務を整理する。

(秘密を守る義務)

第十八條 審査会の委員及び書記又はこれらの職にあつた者はその職務上知り得た秘密を漏してはならぬ。

(書類の保存その他必要な事項の制定) 他の法律の規定による審査会の運営に関する事項
第十八條 審査会に関する書類の保存等事項及び審査の方法等については、
審査会の審査の結果等の件の大蔵大臣がこれを定める。

附 則

この政令は公布の日からこれを施行し法施行の日からこれを適用する。

左掲げた勅令はこれを廢止する。

一 連輸通商省所屬する共済組合の運営等の件の規則
十七年勅令第三号

二 宗教局文部省組合令の適用に関する件(昭和十七年勅令第三五五号)

三 健康保険又は賃貸保険の保険料付に相当する額を有す夫婦組合にたつする政府給與金の増額に関する件(昭和十六年勅令第七大九号)

税務職員の職務の分類等の特例に據する政令

内閣は、政府職員の新給與實施に關する法律（昭和二十三年法律第四十六號）第十四條第三項の規定に基き、ここに税務職員の職務の分類等の特例に據する政令を制定する。

第一條 政府職員の新給與實施に關する法律第十四條第三項の規定による税務職員の職務の分類及び各級における俸給の幅については、この政令の定めるところによる。

第二條 在此政令において「税務職員」とは、税務署並びに財務司の總務部、直税部、尚税部及び經理部に勤務し、租税の賦課及び徵收に關する事務に從事する職員をいう。但し、財務局の部長及び財務局にて主として事務の補助に從事する者を除く。

第三條 税務職員の職務は、これを九級に分類し、各級における俸給の幅は別表による。

2 前項の分類の基準となるべき標準的職務の内容は、新給與實施本部長がこれを定める。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年一月一日以後の給與につき、これを適用する。

裏面白紙

權勢 賊自殺別有譖額表

說 勢 機 險 表

編號	說勢署		說勢局	
	職員	備考	職員	備考
1	庭			
2	軍務官、庭		軍務官	
3	軍務官		軍務官	
4	保長、主任 軍務官		軍務官、主任	
5	課長、級長 軍務官、主任		軍務官、主任 保長	
6	課長、保長		保長、主任	
7	局長、課長		課長、保長	
8	局長		課長	
9	局長			

裏面白紙

政令
第

号

税務職員の職務の分類等の特別に関する政令(昭二十三年九月三日)

内閣は、政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)、第十四條第三項の規定に基き、ここに税務職員の職務の分類等の特別に関する政令を制定する。

第一條 政府職員の新給與実施に関する法律第十四條第三項の規定により税務職員の職務の分類及び各級における俸給の幅については、この政令の定めるところによる。

第二條 この政令下において、税務職員とは、財務省及び税務署における税の賦課及び徵收に関する事務に従事する者といふ。但し、新給與実施本部長の定める者を除く。

第三條 税務職員の職務は、これと九段に分類し、各級における俸給の基は、別表による。
2 用頂の分類の基準となるべき標準的職務の内容は、新給與実施本部長が、これを定める。

この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年一月一日以後の給與につき、これを適用する。

附 則

表
稅 劋 賦 旨 級 別 斧 藝 額 表

		歲									
		賦									
		稅									
年	月	丁	口	田	地	稅	賦	價	役	助	貢
一	正	一	男	一	丈	六	春	明	一	男	一
二	正	二	女	二	丈	七	春	明	二	女	二
三	正	三	男	三	丈	八	春	明	三	男	三
四	正	四	女	四	丈	九	春	明	四	女	四
五	正	五	男	五	丈	十	春	明	五	男	五
六	正	六	女	六	丈	十一	春	明	六	女	六
七	正	七	男	七	丈	十二	春	明	七	男	七
八	正	八	女	八	丈	十三	春	明	八	女	八
九	正	九	男	九	丈	十四	春	明	九	男	九
十	正	十	女	十	丈	十五	春	明	十	女	十
十一	正	十一	男	十一	丈	十六	春	明	十一	男	十一
十二	正	十二	女	十二	丈	十七	春	明	十二	女	十二
一	次	一	男	一	丈	一	夏	秋	一	男	一
二	次	二	女	二	丈	二	夏	秋	二	女	二
三	次	三	男	三	丈	三	夏	秋	三	男	三
四	次	四	女	四	丈	四	夏	秋	四	女	四
五	次	五	男	五	丈	五	夏	秋	五	男	五
六	次	六	女	六	丈	六	夏	秋	六	女	六
七	次	七	男	七	丈	七	夏	秋	七	男	七
八	次	八	女	八	丈	八	夏	秋	八	女	八
九	次	九	男	九	丈	九	夏	秋	九	男	九
十	次	十	女	十	丈	十	夏	秋	十	女	十
十一	次	十一	男	十一	丈	十一	夏	秋	十一	男	十一
十二	次	十二	女	十二	丈	十二	夏	秋	十二	女	十二

政令第
一號

鐵道運業職員の職務の分類の特別に関する政令(昭和二十三年九月九日施行)
凡て、政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十
六号)第十四條第三項の規定に基き、ここに鐵道運業職員の職務の分類等
の特別に関する政令を制定する。

第一條 政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年九月九日施行)
鐵道運業職員の職務の分類及び各級における給与につきては、この
政令の定めるところによる。

第二條 この政令において、鐵道運業職員といふは、各鐵道會社合計に附屬
する職員であつて、左の各号に掲げる者以外の職員をいう。

一、運輸省鐵道總局、鐵道局本局、管轄部本部、工務部本部、施設部本
部、電氣部本部に勤務する者

二、鐵道會社及び鐵道支店に勤務する者

三、鐵道局附屬の用品庫及び印刷場に勤務する者

四、船員法(昭和二十二年法律第二百号)第一條に規定する船員たる者

五、前各号の外、通常官廳勤務時間並休暇(一ヶ月三件)の大正十一年閣
令第六号(某一箇に規定する勤務時間)につき勤務する者

第三條 鐵道運業職員の職務は、二年と十二箇月を一期とし、各期大み打ち併
略の如く別表による。

四、前項の令類の基準となるべき標準的職務の内容は、新給與実施本部長
が、これを定める。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年一月一日以後
の給與につき、これを適用する。

裏画白描

另
考
稿
道
理
業
職
員
級
別
俸
祿
額
表

政令第
号

一
二
三

（平成廿六年四月二日）
第二十八條
（公文の作成と送付）
（第十九条）

- 内閣は、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第二十号）等ニ依り規定に基き、ここに
該法律によつて、該職員の俸給等による最低保証額に關する政令を制定する。
昭和二十三年六月以降の手續による最低保証額に關する政令を制定する。
該法律によつて、該職員へ法第一條に規定する職員をいう。以下同じ。一、(イ)父、(ア)母、(ウ)夫、(エ)妻、(オ)子、(カ)孫、(ハ)孫の配偶者、(カ)孫の配偶者の配偶者等の親類をいう。
俸給の額が、その職員の年齢と対應する別表の最近年齢の額に満たない場合においては、その額に達するまで俸給を増加し、又減することができない。

2 戰前の年齢の計算を他の年齢による最低保証金の支給に便し必要な事項
は、大藏大臣がこれを定める。

内
夏

の繪與につき 二枚を送ります。

（中略）
（中略）

政令第

号一

鉄道現業職員の職務の級の分類等に関する政令案(昭三、七、三二)

内閣は、政府職員の新給與実施に関する法律(昭和十三年法律第四十六号)等十四條第三項の規定に基き、ここに鉄道現業職員の職務の級の分類等に関する政令を制定する。

第一條 政府職員の新給與実施に関する法律第十四條第三項の規定による鉄道現業職員の職務の級の分類及びその各級における俸給の幅については、この政令を定めるところとする。

第二條 この政令において「鉄道現業職員」とは、國有鉄道事業特別会社に係る職員であつて、左の各号に掲げる者以外の職員をいう。
一 鉄道病院、鐵道診療所及び鐵道療養所、國營船舶、國營船舶、鐵道設部、鐵道技術研究所に勤務する者
二 運輸建設本部及び地方建設部本部に勤務する者
三 鉄道技術研究所に勤務する者

四 鉄道教習所、管理部職員、養成所、機器修理工場職員、養成所直金奉公に勤務する者

五 鉄道病院、鐵道診療所及び鐵道療養所直金奉公に勤務する者

六 國有鐵道、國營船舶、國營船舶に勤務する者

七 前各号の外、車掌、官廳執務時間並に休暇に関する件(大正十一年閣令第六

八号)第一項の規定する執務時間並に休暇に勤務する者

2 前項第一号から第五号までに該当する者であつて、官廳執務時間並に休暇に関する件第一項の規定する執務時間並に休暇に勤務するもの(以下「鉄道現業職員」とすることとする)である。

第三條 鉄道現業職員の職務は、これを十二級に分類し、その各級における俸給の幅は、別表による。

2 前項の規定による分類の基準となるべき標準的の職務の内容は、新給與実施本部長がこれを定める。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和十三年一月一日以後の給與につき、これと適用する。

鐵道視葉彌農藏明華社

古文真賞

山海經
小山經
大山經
東方山海經

理

政令監視の執行の方法、國事不審の取扱い等を定めた。又同法第十四條並其施行規則第二条に依り、政令監視の職務の執行の方法を定めた。又同法第十四条並其施行規則第二条に依り、政令監視の職務の執行の方法を定めた。

Cabinet Order No. ____

Cabinet Order concerning Regulations established
for Railway Enterprise Workers as to Base Pay
Range and Grading of their Jobs

The Cabinet hereby provides Cabinet Order concerning
Special Regulations particularly established for Government
Railway Enterprise Workers as to base pay range and grading of
their jobs, under the Law Administering the New Pay (Law No. 46,
1961), Article 14, Paragraph 2.

Article 1.

In compliance with the Law Administering the New Pay, Article
14, Paragraph 2, grading of jobs for the railway enterprise workers,
and the base pay range for respective grades shall be regulated as pro-
vided for in this Cabinet Order.

Article 2.

The railway enterprise workers referred hereto in this Cabinet
Order shall include those who have their salaries issued from the
Government Railway Enterprise Special Account, with the exception
of the following:

- (1) Workers serving in the head offices of the General
Railway Board, Road and Private Railway Transportation

Supervision

裏
面
白
紙

Supervision Bureau, Railway Division and Railway sub-division, Construction Office, District Construction and Maintenance Office, and of the District Electricity Office.

- (2) Workers serving in the District Road Transportation Supervision Office.
- (3) Workers serving in the head offices of the Headquarters of Traffic Construction and of District Construction Office.
- (4) Workers serving in the Railway Technical Research Institute.
- (5) Workers serving in the Government Railway School and Railway Subdivision Training School.
- (6) Workers serving in the railway hospital, clinic and sanatorium.
- (7) Seamen serving on board Government-owned ships.
- (8) Other workers whom the work hour schedule provides for in the Regulation on Work Hour Schedules and Revision in the Government Service (Circular Guidance No. 6, 1950), Paragraph 6 is not binding.

2. The Minister of Transportation shall be authorized with a consent of the Chief of the New Day Administration Office to take workers, who, falling under Items 1 to 5 of the preceding paragraph, serve under the work hour schedule provided for in Paragraph 8 of the

afore-mentioned

裏面白紙

of the railway enterprise workers as defined in this Cabinet Order.

Article 1.

Jobs of the railway enterprise workers shall be segregated in 18 grades, and the base pay rates for the respective grades shall be provided as in the annexed Table.

2. Contents of representative jobs in the respective grades forming the basis of grading all jobs for the railway enterprise workers as provided in the preceding paragraph shall be specified by the Chief of the New Pay Administration Office.

Supplementary Provision

The present Cabinet Order shall be enforced as from the very day of its promulgation and be available to the companies operating on and after 1 January, 1946.

裏
面
白
紙

Annexed Table

Pay Schedule for Railway
Enterprise Workers

Grade	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
	yen							
Grade 1	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350		
" 2	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550		
" 3	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750		
" 4	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050
" 5	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,300	2,400	2,500
" 6	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000
" 7	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500
" 8	3,200	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000
" 9	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	
" 10	4,100	4,200	4,300	4,400	4,600	4,800		
" 11	4,400	4,600	4,800	5,000	5,200			
" 12	5,200	5,400	5,600	5,800	6,000			

裏面白紙

政令第

号：

船員の職務の級の分類等に関する政令第(昭二三、ハ、ニ)

内閣は、政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二年法律第四十
六号)第十四條第三項の規定に基き、ニニト船員の職務の級の分類等に関する政令を制定する。

第一條 政府職員の新給與実施に関する法律第十四條第三項の規定による船舶の職務の級の分類及びその各級における俸給の幅については、この政令を定めるところによる。

第二條 この政令において「船員」とは、日本船舶(日本政府が借り入れた船舶)日本船舶以外の船舶を含む。)に乘り組む職員をいう。但し、新給與実施本部長が、
來れる者を除く。

2. 前項に規定する船舶には、左の船舶を含まない。

- 一 総トン数五トン未満の船舶
- 二 湖、川又は港のみを航行する船舶
- 三 総トン数三十トン未満の漁船

(四) 渔船

3. 新給與実施本部長は、前二項の規定により新給與実施本部長が、
新給與実施本部長が、前各項の船舶と同程度であると認定した船舶

第三條 船員の職務は、これを十二級に分類し、その各級における俸給の幅、

別表による。

2. 前項の規定による分類の基準となるべき標準的の職務の内容は、新
給與実施本部長が、これで定める。

附則

この政令は、公布の日から二ヶ月を施行し、昭和二年一月一日以後の給與につき、
これを適用する。

卷之三

政府職員の薪給現実費に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第十四条第三項の規定に基き、船員の職務の級の分類等に関する政令を制定する必要があつてある。

理由

文の給

卷之三

卷之三

職務の賃給の改訂令類等に関する政令の一節を改正する
内閣は、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律
二十三年法律第九十五号ノ第二條の規定に基き、こゝに税務職員の階
級の分類等に関する政令の一節を改正する政令を制定する。

税務職員の勤務の級の分類等に関する政令（昭和二十三年政令第
一部）を次のように改正する。

第一條中、内閣部及び經理部は、國税査察部及び財務部に、
財務局の部長へ昭和二十三年七月三十日以前において、總務部下置か
れ務局にあつては、總務部長のつかさどる職員と會計課を財務局の二部
長（國税査察官である者を除き、昭和二十三年七月三十日以前に至
る終部と置かばいい財務局にあつては、總務部長のつかさどる事務に相当
する事務とつかさどる職員を含む）に改める。

校書戰負級別奉給額章

年	月	日	晴	雨	風	雲	氣	潮	天	地	人	物	事
明治 三〇年	一月	二号	多	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	三号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	四号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	五号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	六号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	七号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	八号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	九号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	十号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	十一号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	十二号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	十三号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	十四号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	十五号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	十六号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	十七号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	十八号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	十九号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	二十号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	廿一号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	廿二号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	廿三号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	廿四号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	廿五号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	廿六号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	廿七号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	廿八号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	廿九号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	三十号	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴
	卅一日	少	少	少	北	少	冷	高	晴	晴	少	少	晴

附
錄

この政令は、公布の日から、以此て施行し、昭和二十三年六月一日以後の給與の國税查察部長及び國稅查察部の職員に適用せしむ。昭和二十一年六月一日以後の公務員につき、これも適用する。

昭和三十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律、施行規則並
は職員の職務引継り金額等に関する政令の一項を改正する必要あり
たのである。

既に

此令等
号

警察職員及川井芳職員の職務の級別分類等に関する
政令案

内閣は、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年
法律第四十六号）第十四条末三項の規定に基き、ニニに警察職員
及び刑務職員の職務の級の分類等に関する政令を制定する
第一條 政府職員の新給與実施に関する法律第十四条末三項
の規定による警察職員、及び刑務職員の職務の級の分類
及びその各級における俸給の幅について、この政令を定める

第二條 この政令において「警察職員」とは、警視、警部、警部補、巡査長及び巡回下士の國家地方警察^{日本警察}の警務官^{日本警察官}を指す。
相手する。又同級の皇宮護衛官^{日本警察官}を指す。
この政令において「刑務職員」とは、受刑者、刑事、被告人等の監禁施設^{日本刑務所}に從事する者^{日本刑務官}を指す。
前項の刑務所、少年刑務所^{日本少年刑務所}及び刑務支所^{日本刑務支所}に勤務する者^{日本刑務官}を指す。

但し、新給與実施本部長定める者を除く
第ニ條　警官、軍職員及ハ刑務官職員の職務は、これを八級に分類し、その各級における俸給の幅は、別表による。
前項の規定による分類の基準となるべき標準的の職務の内容は、新給與実施本部長が、これを定める。

二、改令本、公布の日から、ニホを施行し、昭和二十三年一月一日以
後、給與はニホ、ニホを適用する。

卷之三

公之職員及公利華戰自級別俾然額表

理由

政府職員の新給與案並に關する法律第十四條第二項の規定に基く
厥員及び利務職員の職務の級の分類等に關する制令を制定する事
からである。

政令第
号

警察職員及び刑務職員の職務の範囲、令類等に関する
政令案

(昭三八六)

政令案
(昭三八六)
内閣は、政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第46号)第十四條第三項の規定に基き、ここに厚生省職員及び刑務職員の職務の級の分類等に関する政令を制定する。

第一條 政府職員の薪給與実施に関する法律第十四條第三項の規定による警察職員及び刑務職員の職務の被の公務及びその各級における俸給の幅については、この政令の定めるところによる。

であつて警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査であるものといふ。皇宮護衛官であつて、皇宮警視、皇宮警部、皇宮警部補、皇宮警士部長及び皇宮警士であるものは、この政令の適用について、は、これを警察職員とみなす。

2 この政令に於いて「刑務職員」とは、行刑官吏不部、拘置所、刑務所、少年刑務所及び刑務支所に勤務する職員であつて、受刑者、刑事被告人等の拘禁及び矯正監護に関する事務に從事するものといふ。但し、所轄警察本部長の定める者を除く。

第三回 蒜山藤島及び伊勢猪良の職務は、これをハ縦に分類し
の各級における俸給の階級は、別表による。

新船興業花井部長が、二月三日定める。

この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年一月一
日以後の給與につき、これ適用。

二、消防報機信號和手提機槍這些二項事項之施行之緊要觀音又得道者歸於舉一
告一等處進行着、制勝之、消滅之、滅除之、滅滅之、滅滅滅滅滅滅滅滅滅滅滅滅滅滅滅滅
士德大將軍所為人所知悉之、而此、則當施行之日、前日止之、大約兩、三、四、五、六天
之時間、而此、則當施行之日、前日止之、大約兩、三、四、五、六天

RJ

別表

支那職員及比利时職員級別俸給額表

職等 級別	俸 給									
	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	六 等	七 等	八 等	九 等	十 等
監督	1,800	1,600	1,400	1,200	1,000	800	600	400	200	100
二頭	1,600	1,400	1,200	1,000	800	600	400	200	100	50
三頭	1,400	1,200	1,000	800	600	400	200	100	50	25
四頭	1,200	1,000	800	600	400	200	100	50	25	12.5
五頭	1,000	800	600	400	200	100	50	25	12.5	6.25
六頭	800	600	400	200	100	50	25	12.5	6.25	3.125
七頭	600	400	200	100	50	25	12.5	6.25	3.125	1.5625
八頭	400	200	100	50	25	12.5	6.25	3.125	1.5625	0.78125
九頭	200	100	50	25	12.5	6.25	3.125	1.5625	0.78125	0.390625
十頭	100	50	25	12.5	6.25	3.125	1.5625	0.78125	0.390625	0.1953125

理由

政府職員の新給與案施に關する法律第十四條第三項の規定に基き、華寧
長官より利希職員の職務ヲ級の令類等ト同下ノ制令と制定する必要加有す
からである。

政

政令部
号

警察地員及び警察署員の職務の範囲等に関する
政令案

(昭三八六)

内閣は 政府職員の報給與実施に関する法律へ昭和二十三年法律第四十六号（第十四條等三項）の規定に基き、ここに於て察職員及び利務職員の職務の般の分類等に関する政令を制定する。

による警察職員及び御用職員の職務の被り合類及びそつ各級における法紀の権については、この政令の定めるところによる。
第二條 この政令において「警察職員」とは、國家地方警察の警察官
である（警視、警部、警部補、巡査司長及び巡査）であるものとい
ふ。皇宮護衛官であつて、皇宮警視、皇宮警察部、皇宮警察部補、皇
宮警察士部長及び皇宮衛士であるものは、この政令の適用について
は、これを警察職員とみなす。

この段落において、一刑務職員とは、行刑官は本部、拘置所、刑務所、少年刑務所及び刑務支所に勤務する職員である。受刑者、刑事被告人等の拘禁及び矯正教説に関する事務に從事するもうをいう。但し、新潟興業本部長の定める者に限る。

三種の電離度及び酸性強度の測定は、この2をハ級に分類し、その各級における供給の隔は、別表による。

附則

この政令は公印の日より
一月一日より施行する。

給支職員及ひ利稀職員總別俸給額表

月	日	額	俸									
			一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
正月	1月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
二月	2月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
三月	3月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
四月	4月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
五月	5月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
六月	6月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
七月	7月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
八月	8月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
九月	9月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
十月	10月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
十一月	11月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
十二月	12月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000

政府職員の新給與基準に関する法律第十四條第三項の規定に基き、並
職員及び利稀職員の職務のための分類等に関する補令を制定するに當り
ます。

改

附

税務職員及び經濟調查官の職務の範囲等に関する政令案

（三）

法律第二条第一項の規定による經濟調査の結果、組合新給與実施本部長が定める者を除く、セミノ松室氏のに付し、以下と定め（二）第三條 挑動賃員又は監督職員の職務は、別表を以て分類し、その各級に付す奉合（獨立・連帶）の如くする。

新
則

後の參與に、カーリーが加わる。

五月三十一日（此の日は海賊船にて、前回の日より一月後同年）

—
—
—
—

別表
施設等による経済調査官種別俸給額表

職務の種別		年俸	月俸	日俸	日當	月當	年當
二級	三級	二千五百四十円	四百二十円	一十円	一元	四十元	一千六百四十円
三級	四級	二千五百四十円	四百二十円	一十円	一元	四十元	一千六百四十円
四級	五級	二千五百四十円	四百二十円	一十円	一元	四十元	一千六百四十円
五級	六級	二千五百四十円	四百二十円	一十円	一元	四十元	一千六百四十円
六級	七級	二千五百四十円	四百二十円	一十円	一元	四十元	一千六百四十円
八級	九級	二千五百四十円	四百二十円	一十円	一元	四十元	一千六百四十円

裏面白紙

理由

昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律及び政府職員の新給與実施に関する法律に基き、政府職員及び經濟調査官の職務の分類等に関する政令を制定する必要があるからである。

理由

税務職員については、その職務の特殊性にかんがみ、一般政府職員より俸給を増額して支給する必要があるるので、さきに「税務職員の職務の級、分類等に関する政令」を制定したのであるが、今回「昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律」の施行に伴い、税務職員についても一般政府職員と同様に約三割俸給を増額して支給する必要があり、更に経済調査官についてもその職務の性質上税務職員と同様の取扱をすることが適當である。これがこの政令案を制定する理由である。

税務職員の職務の分類等の特例に関する政令案

内閣は、政府職員の新給與實施に關する法律（昭和二十三年法律第四十六號）第十四條第三項の規定に基き、ここに稅務職員の職務の分類等の特例に關する政令を制定する。

第一條 政府職員の新給與實施に關する法律第十四條第三項の規定による稅務職員の職務の分類及び各級における俸給の幅については、この政令の定めるとごとくによる。

第二條 この政令に於いて「税務官」とは、税務官並びに財務局の總務部（昭和二十三年七月三十日以前に於いて總務部を置かない財務局たる者は、總務部の全掌委託をつかさどる課とする）、直轄部、同稅部及び總理部七勤務室、租稅課、賦稅課及び稅收課に於ける事務に從事する職員をいふ。但し、財務局の部長（昭和二十三年七月三十日以後に於いて總務部を置かず財務局たる者は、總務部長をつかさどる事務に相當する事務とつかさどる職員を意味）及く新給與實施本部長の左の名を除く。

第三條 稅務職員の職務は、これを九級に分類し、各級における俸給の幅は、別表による。

前項の分類の基準となるべき標準的職務の内容は、新給與實施本部長がこれを定める。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年一月一日以後の給與につき、これを適用する。

裏白圖

總額		月別	年級	職務	總額	
序號	金額				序號	金額
一	一元	一月	一級	總務	一元	一元
二	二元	二月	二級	總務	二元	二元
三	三元	三月	三級	總務	三元	三元
四	四元	四月	四級	總務	四元	四元
五	五元	五月	五級	總務	五元	五元
六	六元	六月	六級	總務	六元	六元
七	七元	七月	七級	總務	七元	七元
八	八元	八月	八級	總務	八元	八元
九	九元	九月	九級	總務	九元	九元
十	十元	十月	十級	總務	十元	十元
十一	十一元	十一月	十一級	總務	十一元	十一元
十二	十二元	十二月	十二級	總務	十二元	十二元

基盤職員及ひ利勢職員の職務の級の分類等に関する政令等の一部を改正する政令案

(昭三十九年新給與実施本部)

これは、昭和二十九年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律(昭和二十九年法律第十九十五号)第二條及び政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第十四条第三項の規定に基き、ここに警察職員及び利勢職員の職務の級の分類等に関する政令等の一部を改正する政令を制定する。

第一條 警察職員及び利勢職員の職務の級の分類等に関する政令(昭和二十三年政令第三百一号)の一部を次のように改正する。

第一條 鉄道運業職員の職務の級の分類等に関する政令(昭和二十三年政令第三百一号)の一部を次のように改正する。

別表と本表のよう改める。

三條 船員の職務の級の分類等に関する政令(昭和二十三年政令第三百一号)の一部を次のように改める。

二三ノンの一節を次のように改める。

別表と本表のよう改める。

表
基盤職員及び利勢職員級別俸給額表

	月	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	一
	十一月	一〇月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	十二月	一
一 級	二、二〇	二、二〇	二、一〇	一									
二 級	一、七三〇	一、七三〇	一、六六〇	一									
三 級	一、三三〇	一、三三〇	一、二九〇	一									
四 級	一、一六〇	一、一六〇	一、一〇〇	一									
五 級	一、一〇〇	一、一〇〇	九〇	一									
六 級	五、四六〇	五、四六〇	五、二二〇	一									
七 級	一、一〇〇	一、一〇〇	七〇	一									
總	一、一〇〇	一											

表
基盤職員及び利勢職員級別俸給額表

基盤職員及び利勢職員級別俸給額表

丙
卷

船員被別俸給額表

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十三年六月一日以後の終日につき適用する。

西
史

警察官等については、その職務の特殊性にかんがみ、一般政府職員より俸給を増額して支給する必要があるので、さきに、警察職員及び刑務職員の職務の執行のための令、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律の施行に伴い、警察官等についても一般政府職員と同様に俸給を約三割増額して支給する必要があるからである。

卷之三

三

警務職員及び刑務職員の麻薬の取扱いを禁する政令等の一部を改正する政令案

内閣は昭和二十三年六月以降の法律職員の厚生規定に關する法律（昭和二十三年法律第九十五号）第二條及び政府職員の福利充実施に關する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第一條第一項第三項の規定に基き、ここに警察職員及び刑務職員の職務の今類等に関する政令草の一節を改正する政令を制定する。

第三百一号の一部を次のように改正する。

四
卷

警學編

第ニ節 軍事の服務の爲めの各種若に屬する政令（昭和二十三年政令第三百三号）の一
部を次のように改正する。

一 入	三五二〇	三六四〇	三七七〇	三九〇〇	四一〇〇	四二九〇	四四二〇	四五五〇	四六一〇	四八〇〇	四九四〇	五〇七〇	五二〇〇	五五五〇
九 九	四一六〇	四二六〇	四三六〇	四四六〇	四五六〇	四六六〇	四七六〇	四八六〇	四九六〇	四九六〇	四九六〇	五〇六〇	五一六〇	五二六〇
十 十	四八一〇	四九四〇	五〇七〇	五一〇〇	五二三〇	五三六〇	五四九〇	五五九〇	五六九〇	五七九〇	五八九〇	五九八〇	五六九〇	五七九〇
十一 一	五三〇	五四〇	五五〇	五六〇	五七〇	五八〇	五九〇							
十二 二	五七二〇	五八〇	五九〇	六〇〇	六一〇	六二〇	六三〇	六四〇	六五〇	六六〇	六七〇	六八〇	六九〇	六九〇
六 六	七一〇	七二〇	七三〇	七四〇	七五〇	七六〇	七七〇	七八〇	七九〇	七九〇	七九〇	七九〇	七九〇	七九〇

卷之三

第二條 教育委員会職員の職務の執行の分類等に関する政令へ昭和二十三年政令第三百二号の一部を次のよう改定する。

三	四	五	六	七
銀	銀	銀	銀	銀
三三五〇	三三八〇	三三一〇	三三四〇	三三七〇
三九〇〇	三四六〇	三四九〇	三四二〇	三四五〇
三九八〇	三四九〇	三四二〇	三四五〇	三四八〇
四六八〇	四九四〇	五二〇〇	五四四〇	四九〇〇
四五大〇	五七三〇	五九八〇	五六〇〇	五二四〇
五三四〇	五六〇〇	六七六〇	六〇一〇	五三二〇
大五〇〇	六七八〇	七五〇〇	七一〇〇	五三一〇
七〇二〇	七五〇〇	八一〇〇	八四〇〇	五三〇〇
七〇一〇	八一〇〇	八四〇〇	八七〇〇	五三〇〇

一	十	九	八	七
二	一	八	七	六
三	二	五	四	三
四	一	二	一	〇
五	三	〇	九	八
六	四	一	八	七
七	五	二	七	六
八	六	三	五	四
九	七	四	四	三
一〇	八	五	三	二
一一	九	六	二	一
一二	一〇	七	一	〇

附 则

この改正は、公報の日より施行し、昭和二十三年六月一日以後の給与につき適用す

理

用

警察職員等については、その職務の特殊性に従ふるが如く、一般政府職員より俸給を増額して支給する必要があるもので、ことに警察職員及び刑務職員の職務の範囲等に関する政令等を制定したのであるが、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律の施行に伴い、警察職員等についても一般政府職員と同様に俸給を約三割増額して支給する必要があるからである。

政府職員の特殊勤務手当給与令案

(昭和二十三、九、二〇)
(大蔵省給与局)

第一章 悠久

詩經

平當與今

内閣府ト東京ノ前級ニ実施シ得する法律（昭和二十三年六月四十六号）第二十

卷一百一十一

第一條 言文 信史 小傳序之發明者、隨時而質、審風、辨人情、二謂之文。古今事考古

新刊の「日本書院文庫」は、その書名からして、文部省の監修によるものと見受けられる。この文庫は、昭和二年九月に発行された。

文部省圖書監修會編
（新）世界大百科全書

卷之三

卷之三

二 連帶成員の研究上

卷之三

卷之三

七
財賦職員八、殊無勸督。平當

八
管絃歌舞の研究歌譜手稿

卷之三

の特殊勤務手当

- 十一 出入物税並當
十二 金分三等
十三 税務未定
十四 志摩城主所職員特別事當
十五 工部省事當、將軍事當
十六 防災及農事當

（延道内作業字當）

第団株 東京御茶水當は、秋道職員が運輸省に所属し、その受け手が國有鐵道
官業特別会計の支拂とかある職員をいふ。以下同じ。（）が左に括げて作業に從事した
とき、これより支給する。

一 関門陸運及び清川陸運の竈口から距離ニ百米以上 の坑内が 距離及び延道内施
設の保守、改良その他 の作業に從事したとき

二 烏賀機関車の通過する陸運の竈口から距離ニ百米以上 の坑内が 距離及び延道内施
設の通過した日ににおいて、陸運及び延道内施設の保守、改良その他 の他の作業に從事した
とき

第五條 前条の半当の兩端、左に掲げる金額の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。
一 前條第一項の場合においては、その作業一時向たへき三円

二、前件大工等の場合は、その作業一時間につき、左の量を分と定めて

定められた

平一弓(腰道)

人

四百三十歳

三月六十錢

第三弓(腰道)

人

三月九十錢

第四弓(腰道)

人

一月四十錢

又、前項英ニ号く者、ト(腰道)に於て不(腰道)は、大藏大臣が此水を定める。

ハ(腰道)とく者、不(腰道)

第八條(腰道)ハ、前第ニ号く者、腰道員が腰道の坑口から距離三百米以上の境内で、

完了した日生(腰道)、(腰道)を開始した日から(腰道)の腰道を

九、大藏大臣は腰道を終めた時、(腰道)を又起する。

第十條(腰道)前條の腰道は、作業一日につき二十五円の範囲内で、大藏大臣の定める額とする。

(腰道内機内作業手當)

第十一條(腰道内機内作業手當)は、腰道員のうち機士、機士見習、機助手、

第十二條(腰道内機内作業手當)

第十三條(腰道内機内作業手當)

第十四條(腰道内機内作業手當)

第十五條(腰道内機内作業手當)

第十六條(腰道内機内作業手當)

第十七條(腰道内機内作業手當)

第十八條(腰道内機内作業手當)

第十九條(腰道内機内作業手當)

第二十條(腰道内機内作業手當)

第二十一條(腰道内機内作業手當)

第二十二條(腰道内機内作業手當)

第二十三條(腰道内機内作業手當)

第二十四條(腰道内機内作業手當)

第二十五條(腰道内機内作業手當)

第二十六條(腰道内機内作業手當)

第二十七條(腰道内機内作業手當)

第二十八條(腰道内機内作業手當)

第二十九條(腰道内機内作業手當)

第三十條(腰道内機内作業手當)

第三十一條(腰道内機内作業手當)

第三十二條(腰道内機内作業手當)

第三十三條(腰道内機内作業手當)

第三十四條(腰道内機内作業手當)

第三十五條(腰道内機内作業手當)

第三十六條(腰道内機内作業手當)

第三十七條(腰道内機内作業手當)

第三十八條(腰道内機内作業手當)

第三十九條(腰道内機内作業手當)

第四十條(腰道内機内作業手當)

第四十一條(腰道内機内作業手當)

第四十二條(腰道内機内作業手當)

第四十三條(腰道内機内作業手當)

第四十四條(腰道内機内作業手當)

第四十五條(腰道内機内作業手當)

第四十六條(腰道内機内作業手當)

第四十七條(腰道内機内作業手當)

第四十八條(腰道内機内作業手當)

第四十九條(腰道内機内作業手當)

第五十條(腰道内機内作業手當)

第五十一條(腰道内機内作業手當)

第五十二條(腰道内機内作業手當)

第五十三條(腰道内機内作業手當)

第五十四條(腰道内機内作業手當)

第五十五條(腰道内機内作業手當)

第五十六條(腰道内機内作業手當)

標準時間数

四十二封度まで

四十六封度まで

四十八封度まで

五十封度まで

一時向三十分
一時向

四十分

五十分

第十二條 壓接空氣保養に從事した時間については、隧道内保養手當又は隧道内橋内保養手當は、水不足は、水不足船し手当。

（潜水不當手當）

第十三條 潜水保養手當は、鉄道職員が潜水保養に從事したとき、これを支給する。
第十四條 第十一條の規定は、前項の手當の額についてこれを準用する。この場合においては、急左とあるのは「水不足」、「六十日」とあるのは「九十日」と読み替えるものとする。

（高圧岩繩保養手當）

第十五條 高圧岩繩作業手當は、鉄道職員が高圧岩繩上、隧道内側で高圧岩繩へ近接して大蔵大臣の指定する保養所の天井から、鉄道職員が運搬車の構内にて、貨車の入れ換え等の能力を有する作業に從事したとき、これを支給する。

2 前項「高圧岩繩」とは、直連半ボルトへ大蔵大臣の定める場合口六百ボルト又は完成五百ボルトを二しきろ電気相压中の架空電線をいう。

（前編）前編の範囲は、鐵道業界及び世間勞務作業の範圍は、大藏大臣が定めた。

（第二十二條）前條の手當の額は、作業一夜につき五十四円で、大藏大臣の定める額とす。

（第三回車輛費手當）

（第二十三條）運合國庫專用車輛有拂手當は、該道職員のうち整備掛及び整備仕事掛、ある者が、運合國庫專用車輛の清掃に從事したとき、十日手當支給する。

（第二十四條）前條の手當の額は、車輛一輛毎に左の区分によつて計算して全額を合計

（一）客車へ花園所名有する電車を含む。）

十五円

（二）電車へ花園所名有する電車を除く。）

八円

（三）貨車ヘタンク車

八円

其の他の貨車

八円

（四）車輛の一輛が運合國庫の專用であるときは、前各号の金額の半額

八円

（一）出札勤務手當）

（二）十五條 出札勤務手當は、該道職員が、該道の駅又は國庫自動車の營業所の出札口

で、東京等處を死粧して現地の取扱に從事したとき、これを支給する。

（三）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（四）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（五）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（六）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（七）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（八）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（九）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（十）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（十一）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（十二）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（十三）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（十四）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（十五）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（十六）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（十七）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（十八）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（十九）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（二十）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（二十一）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（二十二）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（二十三）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（二十四）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（二十五）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（二十六）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（二十七）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（二十八）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（二十九）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

（三十）前條の取扱金額は、旅客運賃率の改正がある場合においては、六藏大臣が定めた

三十六、前条の手当の額は、授業一時間につき 左の区分によろづとす。

一 鉄道練習所車間部

五十四

二 鉄道教習所（算用機を除く）、工機部技能者養成所、職員養成所及ぶ鉄道病院、

商務部養成所

三十五円

三 職員講習会

二十五円

、志是鉄業所職員特別手当）

二十九円

三十七、志是鉄業所職員特別手当は、志是鉄業所に勤務する鉄道職員が石炭の採

掘その他の坑内作業に従事したとき、手当を支給する。

三十八、前條の手当は、採炭手当及び坑内手当の二種とする。

三十九、採炭手当は、坑内で石炭の採掘に直接從事した者に付して、これと交換

する。

四十、前項の手当の額は、標準採炭量一百十五円を基準とし、これに実採炭量を標準

採炭量をもつて除して得た割合を乗じて得た額とする。

四十一、前項の標準採炭量は、大藏大臣がこれを定める。

四十二、前條の手当は、採炭手当及び坑内手当の二種とする。

四十三、採炭手当は、坑内で石炭の採掘以外の作業に従事した者に対するものとす。

四十四、當内手当は、坑内で石炭の採掘以外の作業に従事した者に対するものとす。

四十五、當内手当は、坑内で石炭の採掘以外の作業に従事した者に対するものとす。

四十六、前項の手当の額は、標準採炭量一百十五円を基準とし、これと交換する。

四十七、前項の手当をもつて除して得た割合を乗じて得た額とする。

四十八、前項の標準採炭量は、大藏大臣がこれを定める。

四十九、前條の手当は、採炭手当及び坑内手当の二種とする。

五十、前項の手当の額は、標準採炭量一百十五円を基準とし、これと交換する。

五十一、前項の手当をもつて除して得た割合を乗じて得た額とする。

国立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

第三十八號 午後六時から午前五時までの間で、貨物仕業と交番した場合においては
大蔵大臣は、旅費一特例につき、奉公月額がこれに対する勤務地手当月額との合計
額の千分の一に相当する金額の範囲内で、前條の手当の額を増額することができます。
(ハ防災旅費手当)

第三十九號 防災旅費手当は、鉄道職員が、火災、風、水、雪等の他^に非常事態によ
り国有鉄道事業特別会計に属する諸施設に災害を生じ又は生ぜんとする虞れのあ
る場合において、^{生ぜんする虞れのあ}大蔵大臣の定める防災旅費を支拂^{せふ}したとき、
前條の手当の額は、旅費一日につき六十円の範囲内で、運輸大臣の定める
額とする。

第三章 遠近賊の特殊勤務手当
第一毛便保険手当

著四十二年 著者朱某子当は、遼信職員へ遼信省に所属する職員をいふ。以下同じ。
本官は實用して電柱上を行ふ作業。

三、海乗りにて行うて工事課の建設及び修理作業。

二、工事課の工作。

一、海底電線の設置及び修理作業。

五、海底電線の設置及び修理作業。

四、海底電線の設置及び修理作業。

三、海底電線の設置及び修理作業。

二、海底電線の設置及び修理作業。

一、海底電線の設置及び修理作業。

八、海底電線の設置及び修理作業。

七、海底電線の設置及び修理作業。

六、海底電線の設置及び修理作業。

五、海底電線の設置及び修理作業。

四、海底電線の設置及び修理作業。

三、海底電線の設置及び修理作業。

二、海底電線の設置及び修理作業。

一、海底電線の設置及び修理作業。

八、海底電線の設置及び修理作業。

七、海底電線の設置及び修理作業。

六、海底電線の設置及び修理作業。

五、海底電線の設置及び修理作業。

四、海底電線の設置及び修理作業。

三、海底電線の設置及び修理作業。

二、海底電線の設置及び修理作業。

一、海底電線の設置及び修理作業。

包裹便物の処理及び運送作業

三、郵便局における小包郵便物、郵便販賣作業

四、他の前各号と同様度に運営務むとする作業

五、第四十五條前段の専門の類は、作業一日につき二十円、範囲内で、大蔵大臣の定めらる額とする。

六、運送作業。

第七十六条 額を出納する時は、通信官員（通信官員）通信官員係員主計課課長天番頭及び

通信官員に監査する者が、左に掲げる現金の出納事務に從事したとす。支拂

一、運合國庫の總行に係る單票額の出納

二、郵便局長及び郵便貯金に係る現金の出納

三、商務生命保険及び郵便年金に係る現金の出納

四、郵便切手類及び收入印紙の支拂に係る現金の出納

五、運送費及び運送金の出納

六、運送費及び電話料金の收納

第七十七條 前條の半分の額は、前会計年度における前條各号に擇する現金の取扱金額の二分の一にて用意する金額の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

136

人、前業の取扱金を年々増加するが、毎年次の次正である場合においては、大蔵大臣の原めるものとする。

第四十八條 貸付手当は、通信販賣が本務のみ、庄に掲げる受業者に從事したとき、
上記を支拂する。

一、通信講習所の講師として、授業に從事したとき

二、通信講習所附屬寄宿舎の業務主事として寄宿舎における生徒の指導及び監督並

びに寄宿舎の管理に從事したとき

第三十九條 前様の手当の額は、庄の区分による類の範囲内で、大蔵大臣の定める額とす。

一、前第一号の場合においては、授業一時間につき五十円

二、前第二号の場合においては、勤務一日につき十五円

（賃金原送等索出格納手当）

第五十條 賃金原送等索出格納手当は、通信販賣が貯金支局に勤務する者が、貯金票送、詮禁原送、恩給原送又は貯金預入申込書の提出及び格納に從事したとき、
上記を支拂する。

第五十一條 前項の手当の額は、作業一日につき五円の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

（押印作業手当）

第五十二條 押印作業手当は、通信販賣の販賣商事等に勤務する者が、保険料収取原送、又は恩給原送、深蔵申入書、深蔵証書、深蔵料領付帳、深蔵金送附金支局へは深蔵契約原送へ以下原送等といふものと見だすが、その範囲内で、大蔵大臣の定めたとき、
上記を支拂する。

第五十三條 前項の手当の額は、原送等の用紙を一枚につき二十四の範囲内で、大蔵大臣の定めた額とする。

第五十四條 山上荷物手当は、通信販賣が庄に歸する原送等中自然有で勤務したとき、
上記を支拂する。

（手当支拂付所）

一、押印作業手当

二、通信講習所

三、八大葉紙手当

四、横平紙手当

五、セカンド表手当

六、大運山手当

七、福無線中送所

八、新山手當中送所

國立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

四 遠送郵便物の取扱作業

五 無線電信機通信作業

六 自動機通信半導体作業

七 電子計算機作業

八 電文機器作業

九 電文受信作業

十 印刷機通信半導体作業

十一 電文印刷機通信作業

十二 電文印制機通信作業

十三 電文音響機通信作業

十四 電文音響機通信作業

十五 電文受信作業

十六 電文受信作業

十七 電話又は携帯電話機通信作業

十八 電話機通信作業

十九 欧文電報の検査及び受付作業

二十 電報送信原書の印判別及別区分作業

二十一 電報の配達作業

二十二 市外電話交換作業

二十三 市内電話交換作業

二十四 電信回線試験作業

二十五 電話回線試験作業

二十六 電線回線試験作業

二十七 電線回線試験作業

二十八 特殊回線試験作業

二十九 通信用ケーブル等接続試験作業

三十 その他大蔵大臣の定める作業

三十一 地下ケーブル上線路特殊建設作業

三十二 特殊回線試験作業

三十三 計算機作業

三十四 その他大蔵大臣の定める作業

2 前項に定める技術の程度は、大蔵大臣が其職事定める。

第五十九條 前條の守則の規定は、作業一日につき二十円の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

(貯蓄祭廟才當)

22

第六十條 貯蓄祭廟才當は、(通信賃員がうち郵便局に勤務する者)が年第一号及び第二号の該号とし、又は通信賃員が第三号に該当したとき、半額を支給する。

定額貯便貯金、積立郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金へ以定額貯便貯金等といふ)の新規契約を成立せしめたとき

定額貯便貯金等の募集実績が大蔵であると大蔵大臣が認めたとき

定額貯便貯金等の募集費用の何に貢献したとかと大蔵大臣が認めたとき

一時前候第一号に該当する旨に対する支給すべき手当の額は、その旨の成立せ

りに貯額貯便貯金等の契約一件につき、左の各号に掲げる金額を基準として計算

した額の合計額とする

貯額貯便貯金契約

積立郵便貯金契約

簡易生命保険契約

月度保険料のもの

普通郵便局に勤務する旨にあつては第一回保険料の百分

の六十に相当する額

特定郵便局に勤務する旨にあつては第一回保険料の百分

の百十に相当する額

第一回保険料の百分の十に相当する額

第一回保険料の百分の二に相当する額

年外保険料のもの 普通郵便局にあつては第一回保険料の百分の七に相当する額

介助料再金のもの 普通郵便局に勤務する旨にあつては第一回保険料の百分の二に相当する額

特定期便局に勤務する旨にあつては第一回保険料の百分の五の月額々金のものに限り百分の十七に相当する額

特定期便局に勤務する旨にあつては第一回保険料の百分の五に相当する額

年外保険料のもの 普通郵便局に勤務する旨にあつては第一回保険料の百分の二に相当する額

National Archives of Japan

以上は保険金額の半分の一に相当する額を、簡易生命保険契約であつて、十年の定期保険料を前納するものを成立させた者については二十円の範囲内で大蔵大臣の承認が得られ、それ前條第三号に定める額に加算することができる。
ノ 簡易保険の定める前蓄契約期間において、その郵便局につき、大蔵大臣の定めた定期郵便貯金収集目保額の七割をこえる定期郵便貯金契約を成立させた郵便局又は六営へは定められた簡易生命保険収集目保額の八割をこえる簡易生命保険契約を成立させた郵便局に勤務する者については、その契約額の二割を上乗の各号に掲げる金額と、それと水前條第一号及び第三号に定める金額に加算することができる。

簡易生命保險契約

卷之三

第一回保険料の百分の五十に相当する額
年齢保険料のもの
第一回保険料の百分の四に相当する額
第六十回第二号に該当する旨に付して、支給額

は、この時も西園寺内閣の五牛田の範囲内で、大藏大臣の所める額

大蔵大臣の定める額を、前項の額に加算する二とが出来る。但し、左の計算は、

大蔵大臣
・・・・・

THE JOURNAL OF CLIMATE

1
2
3
4
5
6
7
8
9

の定める貯蓄奨励勅令において、すべてこの貯蓄局において又工場へもうして、

便貰金等の契約一件につき、左の各号に掲げる金額を基準として計算した金額の合計額の範囲内に、大箇大官あ定める額とする。

一定期預貸金契約又は積立預貸金契約
額面金額の百分の二ニに相当す

三、商易生産保険契約 第一回保険料の百分の二十に相当する額
三、期便年金契約 第一回保険金額の百分の二三十回をもつて

第六十五回 非常災害
復讐事件 時當是火魔威震天下
故により破壊され、其の他非常事

争したとき、馬鹿を交差する。大藏大臣の定めるものに従

前回の手元の額は、店業一回大、一キ六十円の範囲内で、大藏大臣の定め
る額とする。

第四節 蓬萊職員。特務勤務守當

大藏大臣の定めるものに従事したとされ、年報を支給する所である。

又は粉丸の如きの原料煎材の選別作業及び送炭作業

- 二 ノロム銀金
三 冰銀、鉛及びクローム酸正含有する色料の製造
四 航油
五 酒精
六 地金調製及び純合金溶解
七 蒸煮
八 アンモニヤク新を用する鉄黒製造
九 漆肩及びぼろの焼造
十 宝石の裁作
十一 磁場
十二 混合
十三 前條の手当の額は、作業一日につき十五円の範囲内
十四 とする。

第十七條 前條の手当の額は、作業一日につき十五円の範囲内
十五 とする。

第七節 海上保安廳員の特殊勤務手当

第七十九條 海上保安廳員の特殊勤務手当は左の
三十日とする。

一 帯海手当
二 勇勇手当

(一) 帯海手当

第七十條

海上保安廳員の特殊勤務手当は左の
三十日とする。

(一) 帯海手当

第七十一條

海上保安廳員の特殊勤務手当は左の
三十日とする。

(一) 帯海手当

第七十二條

海上保安廳員の特殊勤務手当は左の
三十日とする。

(一) 帯海手当

第七十三條

海上保安廳員の特殊勤務手当は左の
三十日とする。

(一) 帯海手当

第七十四條

海上保安廳員の特殊勤務手当は左の
三十日とする。

(一) 帯海手当

第七十五條 前條の手当の額は、作業一日につき十五円の範囲内
十五 とする。

前線第一等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第二等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第三等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第四等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第五等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第六等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第七等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第八等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第九等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第十等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第十一等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第十二等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第十三等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第十四等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第十五等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第十六等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第十七等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第十八等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第十九等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第二十等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第二十一等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第二十二等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第二十三等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第二十四等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第二十五等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第二十六等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第二十七等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第二十八等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第二十九等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第三十等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第三十一等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第三十二等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第三十三等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第三十四等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第三十五等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第三十六等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第三十七等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第三十八等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第三十九等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

前線第四十等手当は、大蔵大臣の定めに依る額

神戸

第十九條 陸立等安撫員の特殊勤務手当は、國立學校と同様、本職員の支給するものとし、大蔵大臣の定める額を大學、工業專門學校、國立外事專門學校の教授、助教等に付ける。

第二十条 工業專門學校の實驗與習業專員の勤務手当は、左に掲げる額を支給する。

支給する。支給する。支給する。

國立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

卷二

島根守事等給与令（大正十一年勅令第四百三十八号）の一部を次の如きに改正する。

第二條 から第十四條まで及び第六條削除
廻支給与令（明治三十九年勅令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。
第四條削除

左に掲げる勅令は、これ互廢とする。

帰海作業に従事する職員に対する帰海手当支給に関する件（昭和二十年勅令第七百二十四号）

税務講習前の職員にして余暦たる者の手当給付に関する件（昭和十八年勅令第四百十七号）

公立学校職員加俸令（大正九年勅令第五百十九号）

交通至難の場所に在勤する職員に手当支給の件（大正九年勅令第四百五号）

傳染病予防救急に従事する官吏準官吏及び佛人による手当支給の件（明治二十八年勅令第七十一号）

特殊試験手当給付令（昭和二十年勅令第二百六十四号）

官立大学附属軍向部教官にして官立医科大学附属病院の医局を経せられた者に手当

卷之三

六職員の通常にて、特種の私費にて至し、その勤務に対する
報酬がやや特種の事態ある場合本より、それまで俸給に組入ること
が不外能か又は若しく困難な事様がある。是れにつりては、
特種勤務手当を支給する必要があらうである。

卷之三

第一百二條 宿直又は徹夜勤務便役の者に食料を給與し及特別用の文具を使
用せしむることを得ることに關する勅令等の一部を次のように改める。
第二條 宿直又は徹夜勤務便役の者に食料を給與し及特別用の文具を使用せし
むることを得ることに關する勅令(明治二十四年勅令第二イセモ)の一
部を次のように改める。

宿直又は徹夜勤務便役の者に食料を給與する件(明治二十四年勅令第二イセモ)

第一百三條 巡査給與令(明治三十九年勅令第二百五十九号)の一部を次のように
改正する。第二條も同様に改める。

第二條 第四條 削除

第一百四條 文官試補候選人等の給與(明治四十三年勅令第二百七十五号)の
一部を次のように改正する。

第四條 削除

第一百五條 監獄監守手当等給與令(大正十一年勅令第四百三十八号)の一部を次
のよう改める。

第二條 削除

第一百六條 稽正院補導手当等給與令(大正十一年勅令第四百九十一号)の一部を
次のように改める。

第二條 削除

第一百七條 官吏俸給令(昭和二十一年勅令第二百九十二号)の一部を次のように改
正する。第一條は改めて第三條とする。

第一條 第七條フニセキテ 第十條 削除

第一條 削除

第一百八條 左に掲げる命令等は廃止する。

官員本邦内榮典不休暇支賜する件(明治十年本邦官選第三百八号)

各廳庫等日終の者休暇日ヒモ給額支給の件(明治八年本政官選第二百四号)
傳染病予防対策大綱事する官吏、道官吏及び傭人に手当支給の件(明治
二十八年勅令第71号)

戰時又は事變に際しに起因する實業工事に從事する者に手当給與の
件(明治三十七年勅令第二百九十六号)

月俸七十五月未滿の判任官待遇者の俸給に關する件（明治四十年勅令第二百四十四号）

船舶内に設置したる郵便、電信及び電話官事に在勤する職員に手当給與（件）（明治三十九年勅令第二百四十四号）

（改官及後御官へ、奉給に關する事）（大正九年勅令第二百六十二号）

文通三難の端折りを除する職員に手当支給の件（大正九年勅令第四百五号）

特是郵便局長等の幹事、官吏、助役、主事等に於ける手当給與（大正九年勅令第四百八十三号）

公立學校職員の手当（大正九年勅令第五百十九号）

勤務手当給與（大正九年勅令第五百九十九号）

司法官試補（官吏候補者）の手當給與（大正九年勅令第五百六十九号）

官立大學附屬醫院部級官吏として官立大學附屬醫院の医員に命ぜらるて南に手当給與の件（大正十一年勅令第三百四十六号）

外國在勤官吏に支給する賃與、官員報酬に關する件（昭和七年勅令第一九〇号）

機械技術官僚の賃與に關する件（昭和十三年勅令第三百四十二号）

戰時又は事變に際し外國又は南洋群島在勤官吏に臨時手当給與に關する件（昭和十三年勅令第三百四十二号）

戰時又は事變に際し外國又は南洋群島在勤官吏に臨時手当給與に關する件（昭和十三年勅令第三百四十一号）

在外電波物理觀測所職員手当給與（昭和十七年勅令第六百十七号）

我島講習所の職員にして全體たる若の手当給與に關する件（昭和十八年勅令第四百十七号）

特殊試験手当給與（昭和二十年勅令第一百六十四号）

行政整理に際し退官し又は休職を命ぜらるゝ者に關する俸給の特例の件（昭和二十年勅令第一百九十八号）

行政整理に際し退官し又は休職を命ぜらるゝ者に關する俸給の特例の件（昭和二十年勅令第一百九十九号）

掃海作業に從事する職員に対する掃海手当支給に關する件（昭和二十一年勅令第一百二十四号）

政令第

号
奉給の幅 及び
警察職員及び刑務職員の職務の級の分類等に関する政令第十三号
政令等の一部を改正する政令案

人賃共業規制新設手続法本部

内閣は、昭和二十三年六月以降の政府職員の原給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）第二条及び政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第十四条第三項の規定に基き、ここに警察職員及び刑務職員の職務の分類等に関する政令等の一部を改正する政令を制定する。

第一條 警察職員及び刑務職員の職務の級の分類等に関する政令（昭和二十三年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

別表

警察職員及び刑務職員級別奉給額表

官職等級	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等	十一等
一級	二二一〇	二二八〇	二三四〇	二四一〇	二四七〇	二五四〇	二六一〇	二六八〇	二七五〇	二八二〇	二九〇〇
二級	二七三〇	二八六〇	二九九〇	三一一〇	三一八〇	三二五〇	三三二〇	三三九〇	三四六〇	三五三〇	三六〇〇
三級	三九一〇	三九八〇	四〇五〇	四一二〇	四一九〇	四二六〇	四三三〇	四四〇〇	四四七〇	四五四〇	四五九〇
四級	四九一〇	四九八〇	五〇五〇	五一二〇	五一九〇	五二六〇	五三三〇	五四〇〇	五四七〇	五五四〇	五六一〇
五級	五九一〇	五九八〇	六〇五〇	六一二〇	六一九〇	六二六〇	六三三〇	六四〇〇	六四七〇	六五四〇	六六一〇
六級	六九一〇	六九八〇	七〇五〇	七一二〇	七一九〇	七二六〇	七三三〇	七四〇〇	七四七〇	七五四〇	七六一〇
七級	七九一〇	七九八〇	八〇五〇	八一二〇	八一九〇	八二六〇	八三三〇	八四〇〇	八四七〇	八五四〇	八六一〇
八級	八九一〇	八九八〇	九〇五〇	九一二〇	九一九〇	九二六〇	九三三〇	九四〇〇	九四七〇	九五四〇	九六一〇
九級	九九一〇	九九八〇	一〇〇五〇	一〇一二〇	一〇一九〇	一〇二六〇	一〇三三〇	一〇四〇〇	一〇四七〇	一〇五四〇	一〇六一〇
十級	一〇九一〇	一〇九八〇	一一〇五〇	一一一二〇	一一一九〇	一一二六〇	一一三三〇	一一四〇〇	一一四七〇	一一五四〇	一一六一〇
十一級	一一九一〇	一一九八〇	一二〇五〇	一二一二〇	一二一九〇	一二二六〇	一二三三〇	一二四〇〇	一二四七〇	一二五四〇	一二六一〇

(1)

156

第三百三十五号の趣旨の範囲に属する政令へ昭和二十三年政令第三百三号の一部を次のように改正する。

159

鉄道現業職員級別俸給額表

第二回 計画実施の臨機の段の分類案に関する政令（昭和二十三年政令第三百二号）の一部を次のよう改正する。

三	田	八	七	六	五	四	三	二	一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	
銀	板	鉄	板	木	板	鐵	板	木	板	木	板	鐵	板	木	板	鐵	板	木	板	鐵	板
銀	板	鉄	板	木	板	鐵	板	木	板	木	板	鐵	板	木	板	鐵	板	木	板	鐵	板
銀	板	鉄	板	木	板	鐵	板	木	板	木	板	鐵	板	木	板	鐵	板	木	板	鐵	板
銀	板	鉄	板	木	板	鐵	板	木	板	木	板	鐵	板	木	板	鐵	板	木	板	鐵	板

27

十一	六五〇〇	八七六〇	七〇二〇	七二八〇	七三四〇	七八〇〇
十二	八八〇〇	八七六〇	八三二〇	八五八〇	八八四〇	九一〇〇
銀板紙	九一〇〇	九三六〇	九二二〇	九八〇〇	九一〇〇	
	九三六〇	九二二〇	九八〇〇	一〇四〇	一〇四〇	

(4)

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十三年六月一日以後の給与につき適用する。

附 則

理

由

警察職員等については、その職務の特殊性にかんがみ、一般政府職員より俸給を増額して支給する必要があるもので、さきに警察職員及び利務職員の職務の特徴の分類等に関する政令等を制定したのであるが、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律の施行に伴い、警察職員等についても一般政府職員と同様に俸給を約三割増額して支給する必要があるのである。

(5)

特殊勤務手当一覧表 二三、七、五

大分類	小分類	手当の名称	現行手当	改正予望
			月額	月額
1. 多量の高熱物体を取扱う勤務及び二重作業に近接して行う作業	1. 海運局海事相手当	月額セロ円以内	月額六千円以内	月額六千円以内
	機関部廃棄のうち石炭焚火作業			
2. 印刷局工員の燃油及	(前) 2. 印刷局別手当	日額二口銭	日額五円以上	一日円以内
3. 鉄道車電掛等の行う使用中の汽笛上の作業	(前) 3. 鉄道車電掛等の行う使用中の汽笛上の作業	日額二口銭	日額五円以上	一日円以内
4. 蒸財廃棄の高熱物取扱作業	(前) 4. 蒸財廃棄の高熱物取扱作業	日額一円	日額一円	日額一円
5. 鉄道発電区の発電汽水掛等の行う汽笛等	(前) 5. 鉄道発電区の発電汽水掛等の行う汽笛等	日額一円	日額一円	日額一円
6. 全封鎖試験作業	全封鎖試験作業	日額一円	日額一円	日額一円
7. 人道第一工員の陶汰作業等	人道第一工員の陶汰作業等	日額一円	日額一円	日額一円
8. 土砂等の産業用機械の搬入作業等	土砂等の産業用機械の搬入作業等	日額一円	日額一円	日額一円
9. 廃スレッジ等の搬入作業等	廢スレッジ等の搬入作業等	日額一円	日額一円	日額一円
10. 鉄道車電掛等の機関部廃棄作業又は灰處理作業等	鉄道車電掛等の機関部廃棄作業又は灰處理作業等	日額一円	日額一円	日額一円
11. 鉄道機内品庫状況点検作業	鉄道機内品庫状況点検作業	日額一円	日額一円	日額一円
12. 鉄道工事工手の压縮空気内作業等	鉄道工事工手の压縮空気内作業等	日額一円	日額一円	日額一円
13. 飲食工事工手の暫時手当	飲食工事工手の暫時手当	日額一円	日額一円	日額一円
14. 水作業	水作業	日額一円	日額一円	日額一円
15. 海運漏水作業	海運漏水作業	日額一円	日額一円	日額一円
16. 一ケト耐以火連帶局の重量物取扱等劇度及	一ケト耐以火連帶局の重量物取扱等劇度及	日額一円	日額一円	日額一円
17. 上の重量物取扱等劇度及	上の重量物取扱等劇度及	日額一円	日額一円	日額一円
18. 五百斤以上の物品運搬加給	五百斤以上の物品運搬加給	至二円	至二円	至二円
19. 機作業	機作業	至一円	至一円	至一円

六分類		小分類	手当の名称	現行	当額	備考
10	車掌た職返し作業で特に体力を消耗するもの	通信押印作業	通信自押印	月額四〇円	月額三〇円	(勤務一時間)×(就業時間数)
11	陸道内工作人、鉄道工事工事等の陸道工事、鐵道工事工事等の陸道内又は補修作業	通信貯金票発給するための鉄道局へ送りする取扱	作業手当	月額四〇円	月額一円	内
12	鐵道旅客機關車乗務員の巡回通過	通信貯金票発給するための鐵道局へ送りする取扱	通信貯金票書	月額四〇円	月額一円	内
13	海陸の船内工作業	鐵道工事工事等の陸道内工作	日額六〇円以上	月額三〇円	月額二円	一時額二円 乃至十五円以
14	鐵道伝染病予防	鐵道工事工事等の鐵道工事工事等の陸道内又は補修作業	日額六〇円以上	月額三〇円	月額二円	内
15	政治作業	鐵道工事工事等の鐵道工事工事等の陸道内又は補修作業	日額六〇円以上	月額三〇円	月額二円	内
16	被河物資掃除等	鐵道工事工事等の鐵道工事工事等の陸道内又は補修作業	日額六〇円以上	月額三〇円	月額二円	内
17	のち各診療看護等	鐵道工事工事等の鐵道工事工事等の陸道内又は補修作業	日額六〇円以上	月額三〇円	月額二円	内

大分類	小分類	年当の名称	規	平	改	正	額	賀	編	寿
3. 鉄道伝染病 鐵道医療局勤務者 海運船舶の衛生員 の医業取扱業者	鉄道伝染病 鐵道医療局勤務者 海運船舶の衛生員 の医業取扱業者	日額一円五 口半以内 月額一円五 口半以内 日額一円五 口半以内 月額一大四 口半以内 日額一円五 口半以内 月額一大四 口半以内 日額一円五 口半以内	年	月	年	月	年	月	年	月
4. 國立病院及び養 育所における上記の 作業	4. 國立病院及び養 育所における上記の 作業	中綴一中五 口半以内 中綴一中五 口半以内 中綴一中五 口半以内 中綴一中五 口半以内 中綴一中五 口半以内 中綴一中五 口半以内 中綴一中五 口半以内	年	月	年	月	年	月	年	月
5. 刑務所看守等に付 する上記の作業	5. 刑務所看守等に付 する上記の作業	月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内	年	月	年	月	年	月	年	月
6. 農林省獸畜の医 業の取扱作業	6. 農林省獸畜の医 業の取扱作業	月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内	年	月	年	月	年	月	年	月
7. 造幣局職員伝染病 の取扱作業	7. 造幣局職員伝染病 の取扱作業	月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内	年	月	年	月	年	月	年	月
8. 薬附看せる物件の取 扱作業	8. 薬附看せる物件の取 扱作業	月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内	年	月	年	月	年	月	年	月
9. 國立病院及が園 立養育所におけるも の	9. 國立病院及が園 立養育所におけるも の	月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内	年	月	年	月	年	月	年	月
10. 國立農業試験場 におけるもの	10. 國立農業試験場 におけるもの	月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内 月額一〇〇 口半以内	年	月	年	月	年	月	年	月
11. エックス線 その他の放射 射線にさらさ れる性質	11. エックス線 その他の放射 射線にさらさ れる性質	月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内	年	月	年	月	年	月	年	月
12. 遠信病院等にお けるもの	12. 遠信病院等にお けるもの	月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内	年	月	年	月	年	月	年	月
13. 第三者より 危害を加へる 川の處ある勤 務	13. 第三者より 危害を加へる 川の處ある勤 務	月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内	年	月	年	月	年	月	年	月
14. 痘瘍感員	14. 痘瘍感員	月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内	年	月	年	月	年	月	年	月
15. 第三者より 危害を加へる 川の處ある勤 務	15. 第三者より 危害を加へる 川の處ある勤 務	月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内	年	月	年	月	年	月	年	月
16. 第三者より 危害を加へる 川の處ある勤 務	16. 第三者より 危害を加へる 川の處ある勤 務	月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内 月額九〇 口半以内	年	月	年	月	年	月	年	月

大分類	小分類	字当の名称	現行	改訂	願望	備考
(甲) 訓肉職員	(甲) 勤察非常事態勤務	一回につき 海上保安廳職員	一回につき 1万円	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	
(甲) 勤察非常勤務	(甲) 看守非常勤務	日額五圓の五 割以内	日額五圓の五 割以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	
(甲) 鉄道火災風水害 の除式に附掛上又 する作業	鐵道火災風水害 の除式に附掛上又 する作業	日額五圓以内	日額五圓以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	
(甲) 道路非常災害 の除式に附掛上又 する作業	道路非常災害 の除式に附掛上又 する作業	日額五圓以内	日額五圓以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	
(甲) 鉄道累積雨雪 外勤業	鉄道累積雨雪 外勤業	内勤月額 1万円	内勤月額 1万円	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	
(甲) 運送一定距離で 寒冷期間の勤務	運送一定距離で 寒冷期間の勤務	内勤月額 1万円	内勤月額 1万円	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	
(甲) 鉄道火災風水害 の除式に附掛上又 する作業	鉄道火災風水害 の除式に附掛上又 する作業	日額五圓以内	日額五圓以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	
(甲) 勤察非常勤務	勤察非常勤務	日額五圓以内	日額五圓以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	
(甲) 志鬼鉄業所被災 上内勞者	志鬼鉄業所被災 上内勞者	日額五圓以内	日額五圓以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	
(甲) 勤察非常勤務	勤察非常勤務	日額五圓以内	日額五圓以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	希望功賞 金として出で いる——一万円 以内	

第二不快手当

大分類

小分類

手当の名称

平

行

當

正

宗室

備

秀

1. 便済下水^ノ修理工 造船局蒙賄

日額一円半・日額二円五

2. 刑場における勤務

日額三円半

3. 刑場における勤務

日額三円半

4. 通信機器研究務主 通信自來料

日額一円六口

5. 通信機器研究務主 通信自來料

日額一円六口

6. 本省以外の人 鉄道旅習所等の講師勤務

日額一円六口

7. 本省以外の人 鉄道旅習所等の講師勤務

日額一円六口

8. 海運船舶平衛員の勤務

日額一円六口

9. 海運船舶平衛員の勤務

日額一円六口

10. 海運船舶平衛員の勤務

日額一円六口

11. 海運船舶平衛員の勤務

日額一円六口

12. 海運船舶平衛員の勤務

日額一円六口

13. 海運船舶平衛員の勤務

日額一円六口

14. 海運船舶平衛員の勤務

日額一円六口

15. 海運船舶平衛員の勤務

日額一円六口

16. 海運船舶平衛員の勤務

日額一円六口

17. 海運船舶平衛員の勤務

日額一円六口

18. 海運船舶平衛員の勤務

日額一円六口

19. 海運船舶平衛員の勤務

日額一円六口

20. 海運船舶平衛員の勤務

日額一円六口

21. 海運船舶平衛員の勤務

日額一円六口

22. 海運船舶平衛員の勤務

日額一円六口

第三兼 手当

第四 報告手当

大分類	小分類	類	平当の名称	規	手	出	改	工	革
之	造幣局工員人ニ準	造費局別	一圓五ヶリ	円一一ヶリ					
	走電機業所ニ准け 百貨使用料又ハ入金	鐵道旅運局	平當	鐵道旅運局	鐵道旅運局	鐵道旅運局	鐵道旅運局	鐵道旅運局	鐵道旅運局
	付	賃							
之	鐵道局工務部工員 サ貨車用路に於キシ	鐵道局工務部	一圓五ヶリ	円一一ヶリ					
	若定人二より少い人ニ石如給金 工で作業を完成した 者之	鐵道局工務部	賃受加給一 工見積高ニ工事見 積高を一五ヶ	鐵道局工務部	鐵道局工務部	鐵道局工務部	鐵道局工務部	鐵道局工務部	鐵道局工務部
		賃							
之	專賣局職員の交務 上の新聞発行又ハ書 案	專賣局發明	一圓二ヶリ	二十五今の一 に加給人工五 元	專發	入坑平	工見積高ニ工事見 積高を一五ヶ	鐵道局工務部	鐵道局工務部
	海上保全府船員 海員が船舶船員に對す百費年金	海上保全府船員	五百ヶリ以内	二十今の一 に加給人工五 元	一方につ き入金半一 万円	入坑平	工見積高ニ工事見 積高を一五ヶ	鐵道局工務部	鐵道局工務部
	海上保全府船員 海上保全府 運送前項の船舶等を賞半金 行方不明シ有寄 つたニシ	海上保全府船員	五百ヶリ以内	二十今の一 に加給人工五 元	半一 万円	入坑平	工見積高ニ工事見 積高を一五ヶ	鐵道局工務部	鐵道局工務部
之	造幣官署在勤者か 頭金又ハ報費事業に 附一報費利三隻得 て之ニ	造幣局科勤	一圓二ヶリ	二十今の一 に加給人工五 元	半一 万円	入坑平	工見積高ニ工事見 積高を一五ヶ	鐵道局工務部	鐵道局工務部
之	監不自工員か滿十 五年以上勤務した者實	造幣局科勤	一圓二ヶリ	二十今の一 に加給人工五 元	半一 万円	入坑平	工見積高ニ工事見 積高を一五ヶ	鐵道局工務部	鐵道局工務部
之	刑務所看守等のうち 支通試合の他特殊被 雇ニ有するもの	法務府給別	以内	五百ヶリ以内	五百ヶリ以内	五百ヶリ以内	五百ヶリ以内	五百ヶリ以内	五百ヶリ以内
之	警察巡査等のうち 刑務文通看守等のうち	警察所勤手	月額五ヶ円	五百ヶリ以内	五百ヶリ以内	五百ヶリ以内	五百ヶリ以内	五百ヶリ以内	五百ヶリ以内
之	刑務所看守等のうち 支通試合の他特殊被 雇ニ有するもの	法務府給別	以内	五百ヶリ以内	五百ヶリ以内	五百ヶリ以内	五百ヶリ以内	五百ヶリ以内	五百ヶリ以内

裏面白紙

(新)

學の發展の歴史

五分以内

國立公文書館
National Archives of Japan

裏面白譜

大分類	小分類		現行	改正	希望	備考
	(新)	(新)				
文部省所管國立大學の教員で当該校に提出された卒業論文の審査ニ及ぶた場合	文部省所管の國立大学の医科ニ属する教員技術員が其の體操室に於ける運動入浴の際	文部省所管の國立大学の医科ニ属する教員技術員が其の體操室に於ける運動入浴の際	審査一件に付各人六三月以内	審査一件に付各人六三月以内	審査一件に付各人六三月以内	
通姦事案に隨伴した職員で年給九百元以下の者	五分の一以内	五分の一以内	五分の一以内	五分の一以内	五分の一以内	

卷一
三

- 一、現行長官新設希望の特殊關係等並に參照別に付載した
二、現行のものでも既に廻事處との合意の際は、其處に輸送するものと除外した
三、新設の方のは新設希望の方の本意

総務局 第四課

法制第一局 送田事務局長殿

皆君獎勵牛毛に聞こえ是れ口承、
詰問局よりは、江戸おとて
解釋をとつてあります。

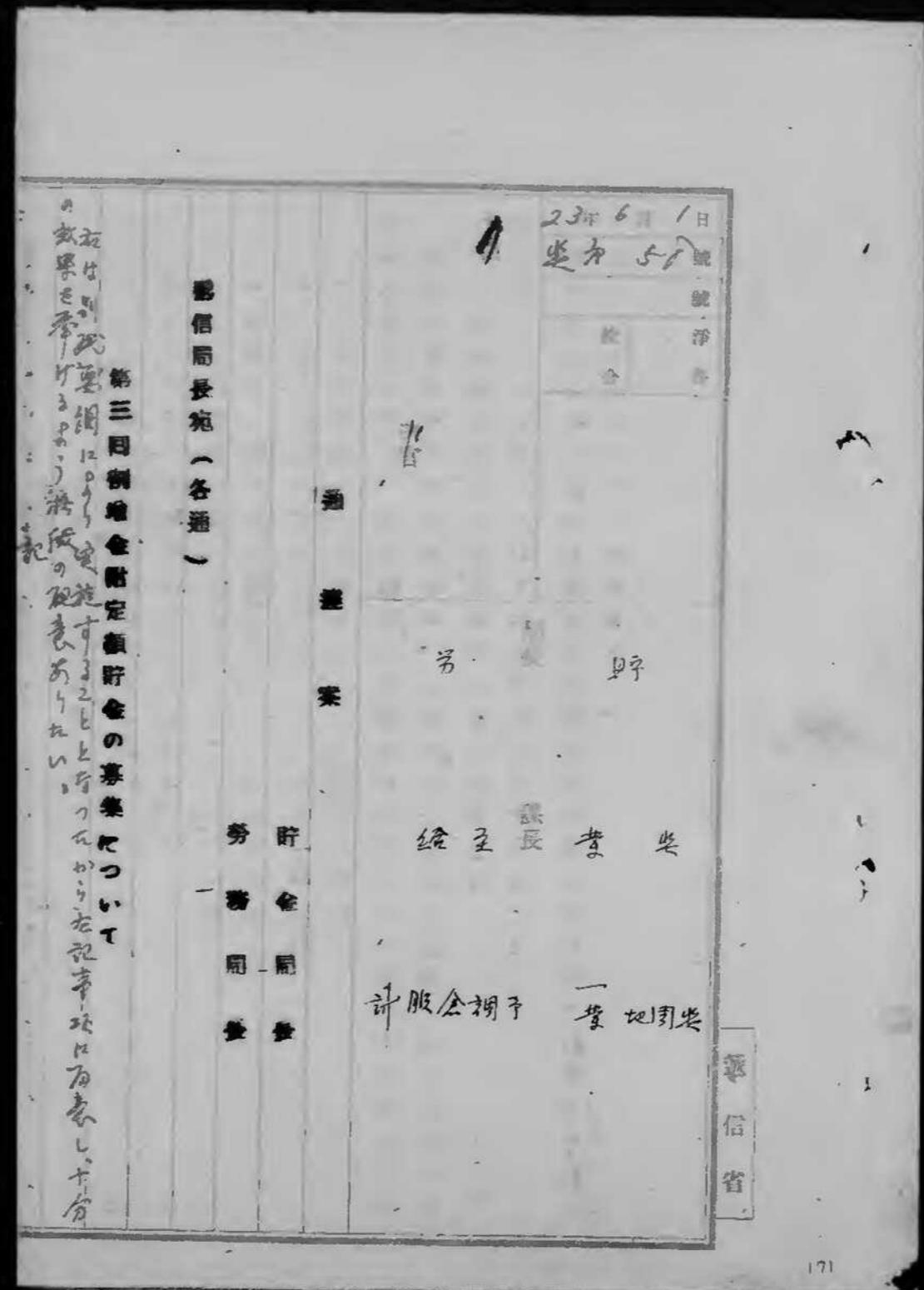
(一) 定額部便金契約を獲得し特殊勤務行為と解釋を得
以上、割増金附定額部便金につけても同様に解釋してある設
けで、後者は、生の募集期間の限らずやつてゐるが、特殊性は
澤石子を譲りす。二の意味から、特別な算額を支給する
こと、これがあります。

(二) さて、割増金附定額部便金契約を獲得した全員に並書式
立替り立替り、その一部の者によるとめがは、自ら別々の問題ひあります。

日本政府

法律第四十七号第二十條の規定も、特殊勤務行為として若干の手当を
支給するかどうか、立替り立替り如何の範囲の者に支給するかは
政令、定めうる二つになります。従つて、今回の政令はかりにモ、
割増金附定額部便金契約を獲得した全員に支給せば、二の
要約の特殊性を考慮、1. 特別の方法により受給者の範囲を
限定して江戸なり。

(三) まことに、特殊勤務行為全体、ニヤリ差し手さうの受給者の範囲
とは別々に扱うべきものと考えます。



一、賃金を定期的・量的・性質を分けて大のと小のとあるのであるところを考慮するより努力する二、割増金附定期貯金の貯蓄は貯蓄券付済であること。

三、第三回割増金附定期貯金の特貯及び一、二等常盤の契約を募集した

常務者に左の特別奨勵手當を支給する。

特貯常盤契約特別奨勵手當 一〇〇〇〇圓

一等甲常盤契約特別奨勵手當 三〇〇〇〇圓

一等乙常盤契約特別奨勵手當 二〇〇〇〇圓

二等常盤契約特別奨勵手當 五〇〇〇圓

四、本事業期間中たゞ、自治体警察貯金及び第二回大・三割貯金増加運動を実施する予定であるから、關係の向上緊密な連携を保ち新種定額

貯金及び暫定貯金等の貯蓄を挙げること

五、奨勵金の取扱方については別途令通じであること

六、前條の必要措置は近く開催予定の奨励懇親会議の席上打合せを行い又は文書をもつて連絡すること。

政令第

号

警察職員及び刑務職員の職務の分類等に関する昭和二十三年政令第三〇二号、第三〇三号及び

政令等の一部を改正する政令案
内閣主査 新給与実施本部

内閣は、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）第二条及び政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第十四条第三項の規定に基き、ことに警察職員及び刑務職員の職務の分類等に関する本令第一号の一部を改正する政令を制定する。

第一條 警察職員及び刑務職員の職務の分類等に関する政令（昭和二十三年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

別表

警察職員及び刑務職員級別俸給額表

月	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等	十一等
二三一〇	二三一〇	二二八〇	二三四〇	二三一〇							
二八六〇	二九六〇	二三四〇	二三一〇								
三一九〇	三一九〇	二九六〇	二三一〇								
三三八〇	三三八〇	三一九〇	二三一〇								
三五一〇	三五一〇	三三八〇	二三一〇								
三六四〇	三六四〇	三五一〇	二三一〇								
三八七〇	三八七〇	三六四〇	二三一〇								
三九〇〇	三九〇〇	三八七〇	二三一〇								

(7)

第二條 故障による飛行の危機の緩和のため機器に関する命令（昭和二十三年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

ウニセイハ

鐵道現業職員級別奉給額表

日	月	年
一	四	一九〇〇
二	五	一九〇〇
三	六	一九〇〇
四	七	一九〇〇
五	八	一九〇〇
六	九	一九〇〇
七	十	一九〇〇
八	十一	一九〇〇
九	十二	一九〇〇
十	一	一九〇〇
十一	二	一九〇〇
十二	三	一九〇〇
十三	四	一九〇〇
十四	五	一九〇〇
十五	六	一九〇〇
十六	七	一九〇〇
十七	八	一九〇〇
十八	九	一九〇〇
十九	十	一九〇〇
二十	十一	一九〇〇
廿一	十二	一九〇〇
廿二	一	一九〇〇
廿三	二	一九〇〇
廿四	三	一九〇〇
廿五	四	一九〇〇
廿六	五	一九〇〇
廿七	六	一九〇〇
廿八	七	一九〇〇
廿九	八	一九〇〇
三十	九	一九〇〇
卅一	十	一九〇〇

第三章 船員の商務の統の分類等に関する政令(昭和二十三年政令第三百三号)の一
部を次のように改正する。

一 大五〇〇	大七六〇	七二二〇	七二八〇	七五四〇	七八〇〇
大一〇〇〇	大八〇〇	八〇六〇	八三三〇	八五八〇	八八四〇
九三六〇	九二二〇	九六二〇	九八〇〇	九一〇〇	
九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	
九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	
九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	
九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	
九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	
九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	九一〇〇	

この政令は、公刊の日から施行し、昭和二十三年六月一日以後の給与につき適用す
る。

附則

警察職員等については、その職務の特殊性にかんがみ、一般政府職員より俸給を増額して支給する必要があるので、さきに警察職員及び刑務職員の職務の級の分類等に関する政令等を制定したのであるが、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律の施行に伴い、警察職員等についても一般政府職員と同様に俸給を約三割増額して支給する必要があるからである。

理由

因

北海道に在勤する國家公務員に対する一時手当の支給に
関する法律案

(昭二十三年四月二〇日)

第一條 国に使用せられ國庫から報酬を受ける者（以下「職員」と
いふ）施行の際、現に北海道に在勤し常時勤務に取扱う者（以下
「下職員」という。）に対しては、越冬用石炭の購入費補助の
ため、世帯主である職員にあつては一人につき五十八百円、
その他の職員にあつては一人につき十九百円の一時手当を
支給する。

第二條 前項の規定による一時手当の支給に關し必要な事項は、
大臣裁定が定める。

第三條 前條の規定は、公立學校の職員で官吏の身分を有す
る者に準用する。

第四條 前條の規定による一時手当の支給に要する費用は、同項
の規定に該當する者の報酬を支弁する~~株式会社~~負担するものと
とする。

附則

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

北海道新政實業新政策第十一
年度年會之繪

卷十四

卷之三

一九〇〇年

二今年度家庭即家房及农地共格。昨年坡上每十丈增
割合田八至八六倍。不至五石。

八七

三石炭廠
煤氣廠
電氣廠
水道廠
暖房炭配給計画

日本の地図上では、西に位置する島嶼群である。

法律第
二号

関する法律案

合興局

寒冷積雪地に在勤する國家公務員に対する一時手当の支給に関する法律案

(昭二三、一〇、二〇)

第一條 國に使用せられ國庫から報酬を受けゝ者でノミの法律施行の際、現に寒冷積雪地に在勤し常時勤務に服する者（以下職員と云ふ）に対しては、冬期間における特殊事情による生計費ヲ補給のため、別表の寒冷積雪地の区分に応じ同表下欄に定める金額を一時手当として支給する。

別表の規定に依る所の事項は、前項の規定による。一
に關し必要な事項は、大藏大臣が定める。

前項の規定による一時手当の支給に要する費用は、同項の規定に該当する者の報酬を支弁する基準が負担するものとする。

附則

第三條 この法律は、公布の日から施行する。

寒冷醫藥圖
平當反冷藥調羹

第一支給全期

寒冷醫藥圖

此種醫藥全期，全量足夠，一劑之量，約三升。入暖池，生計者，下之。此處過半，其後之量，亦宜減，差額至清涼，三升。

根本方針

古方觀音靈丹，此中所用

組合此處，此藥成實，健脾，

利尿，去熱，解毒，止渴。

一劑加水三升。

更令精神更正，勿食生冷，勿食生冷，勿食生冷。

若此藥不效，可另用此藥。

此藥，每服一錢，一日三次。

裏面白紙

五 段 地	四 段 地	三 段 地	二 段 地	一 段 地	銀 地
二、一 リ 〇	一、七 三 〇	一、四 〇 〇	一、五 〇	七 〇 〇	竹 子 番
三、一 五 〇	二、六 五 〇	二、一 〇 〇	一、大 〇 〇	一、五 〇	一 人
三、九 五 〇	三、九 五 〇	二、六 五 〇	二、四 〇 〇	一、三 〇 〇	二 人
五、五 〇	五、五 〇	四、四 〇 〇	三、五 〇 〇	二、大 〇 〇	三 人
五 〇 〇	五 〇 〇	四、五 〇 〇	三、五 〇 〇	一、五 〇	四 人

別紙第一 家庭兩地都市別一世帯当り(五人世帯標準)生計費变动表

自昭和二年四月
至昭和二年八月

資料「消費者價格調查」

年月	地名	地號	販賣品目	販賣量	販賣額	甲府	松本	高岡	新潟	七尾	福井	一橋寺	平均
昭和二年四月	東京	2959.15	2440.24	32.384	4591.88	3029.03	2514.97	3272.24	22525.65	2217.95	217.53	217.95	217.95
五月	東京	3672.49	3175.25	3429.25	3902.25	3544.50	2825.95	3597.64	20034.73	2432.53	2432.53	2432.53	2432.53
六月	東京	4111.92	2572.80	2981.16	2586.88	2998.01	2320.18	3532.53	21906.51	3129.50	3129.50	3129.50	3129.50
七月	東京	5040.44	4412.64	2752.50	4727.76	4610.77	3719.53	3962.58	30007.66	4286.81	4286.81	4286.81	4286.81
八月	東京	5290.66	6098.97	4246.97	5441.36	4449.39	2996.46	5374.80	34885.61	4989.66	4989.66	4989.66	4989.66
九月	東京	5350.67	5372.17	4286.96	5025.26	4217.57	3629.17	2411.74	30308.54	4329.08	4329.08	4329.08	4329.08
十月	東京	5722.83	5154.70	4518.55	4937.16	4891.45	4119.25	4683.62	39967.74	4352.53	4352.53	4352.53	4352.53
十一月	東京	5942.82	5771.13	5424.49	5635.41	5697.31	4646.30	4814.46	37832.92	5404.70	5404.70	5404.70	5404.70
十二月	東京	6129.39	6712.12	7847.79	7614.71	7570.15	6968.95	7342.06	42284.57	7469.22	7469.22	7469.22	7469.22
一月	東京	6420.24	5735.17	6515.19	6718.51	5932.63	5037.47	5582.61	40421.82	5774.55	5774.55	5774.55	5774.55
二月	東京	6720.8	6201.41	6092.72	5379.25	4551.11	4279.52	5056.78	27259.26	4327.04	4327.04	4327.04	4327.04
三月	東京	7110.68	6891.27	6856.81	6349.21	5766.71	4826.73	5744.56	41289.28	5937.07	5937.07	5937.07	5937.07
四月	東京	5371.14	5447.82	6220.30	6078.70	5748.74	4205.12	6678.95	41981.20	5957.31	5957.31	5957.31	5957.31
五月	東京	5766.13	5557.27	6786.46	5051.00	5974.41	5088.49	6776.05	27250.43	6744.40	6744.40	6744.40	6744.40
六月	東京	5724.90	5363.63	6603.59	7299.97	5407.71	5299.24	5142.75	41422.87	6472.13	6472.13	6472.13	6472.13
七月	東京	9344.50	8926.35	7899.40	9022.22	7569.72	6142.21	7440.67	54258.01	7494.01	7494.01	7494.01	7494.01
八月	東京	10245.75	9128.46	8456.47	9192.29	7691.57	6370.97	7067.73	60115.36	5659.73	5659.73	5659.73	5659.73

年月	地名	地號	千葉	埼玉	神奈	山梨	長野	新潟	福井	滋賀	京都	奈良	和歌
一月	四日市	2864.98	3226.55	2662.07	2175.27	2812.22	2295.61	2430.10	2267.23	2166.77	2166.77	2166.77	2166.77
二月	四日市	2499.77	3702.31	4152.79	2184.17	4052.38	2676.19	2429.71	2429.62	2128.0	2128.0	2128.0	2128.0
三月	大分	3459.34	3530.50	1969.41	3540.65	4054.85	2698.91	2451.81	20371.77	2418.11	2418.11	2418.11	2418.11
四月	大分	2872.26	5044.20	5430.00	4606.60	3997.19	4458.69	2322.56	21719.04	2570.47	2570.47	2570.47	2570.47
五月	大分	4816.37	5000.38	5860.17	4450.76	4412.80	4595.49	2312.57	2322.98.34	2771.98	2771.98	2771.98	2771.98
六月	大分	4238.26	4265.44	5421.18	4282.47	4595.25	3666.03	4860.26	29874.99	2367.88	2367.88	2367.88	2367.88
七月	大分	5499.43	4774.10	5872.18	5629.09	4144.36	3716.62	2995.42	32.7214	2732.16	2732.16	2732.16	2732.16
八月	大分	4770.20	5146.09	6059.86	5374.58	4395.48	4020.87	3623.75	39490.88	4170.12	4170.12	4170.12	4170.12
九月	大分	7208.06	7495.72	8215.47	7086.58	6981.81	6292.91	5899.73	29179.90	7525.70	7525.70	7525.70	7525.70
西	四日市	5160.19	6088.13	6323.19	6514.19	5703.60	4748.65	2894.39	39072.24	51.76	51.76	51.76	51.76
四	四日市	5194.70	5798.03	6118.26	6460.85	5475.50	4768.28	4000.41	73116.03	52.29	52.29	52.29	52.29
二	四日市	7150.89	5944.97	5761.81	5446.28	6068.50	5827.54	4618.12	41428.50	4176.93	4176.93	4176.93	4176.93
三	西	5801.91	5994.74	6558.78	5842.20	6131.83	5533.31	4615.99	40172.76	58.97	58.97	58.97	58.97
西	西	7620.04	7090.96	7087.09	6410.80	5760.26	5990.28	4400.67	44721.70	5288.86	5288.86	5288.86	5288.86
二	西	7150.88	7272.54	6739.58	5704.86	6047.76	5421.13	4099.73	4266.68	6095.24	6095.24	6095.24	6095.24
三	西	8812.29	7772.32	8260.30	4801.00	7630.07	6009.18	4588.73	49739.39	7105.63	7105.63	7105.63	7105.63
西	西	8281.86	7804.18	8710.58	7140.17	8048.04	6328.94	5588.94	52854.21	7892.96	7892.96	7892.96	7892.96

列級第三世帯構成別 級地割当給額年生基礎

三世帯構成の支給金額の配分率の算定

五人世帯の支給額を 100 とし、三世帯構成の配分率は大人三人、三人の大人世帯の支給額は

75% 90% 75% 60% 及び 40% とす。

大人世帯以上は一人で贈与額は 10 通貨贈与額は 5 通貨

この日 C.P.S. 1-1 考へる連邦の各族構成人數割合計算結果の結果

ラウンド + 人 + 1 - 2 2 2 2

2. 級地区分の支給金額の算定

三級地の支給金額は大人世帯の支給額を 100 とし、各級地への支給金額は北半島

五級地 150% 四級地 125% 三級地 100% 二級地 50% とす。

この日 沿岸及内陸地又義員制 未だ未定

歸見表(其二)

寒冷積雪地予留立繪地域指定區分一覽表(其三)

道府縣名	五級地	四級地	三級地	二級地	一級地
新潟縣	福島、魚沼、中魚沼、東魚沼、西魚沼、南魚沼、中魚沼、東魚沼、西魚沼、南魚沼	八千代町、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市	八千代町、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市	八千代町、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市	八千代町、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市、新潟市
富山縣	下新川、上新川、中新川、中新川、中新川、中新川、中新川、中新川、中新川	下新川、上新川、中新川、中新川、中新川、中新川、中新川、中新川、中新川	下新川、上新川、中新川、中新川、中新川、中新川、中新川、中新川、中新川	下新川、上新川、中新川、中新川、中新川、中新川、中新川、中新川、中新川	下新川、上新川、中新川、中新川、中新川、中新川、中新川、中新川、中新川
石川縣	高岡郡、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市	高岡郡、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市	高岡郡、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市	高岡郡、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市	高岡郡、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市、白山市
福井縣	今立郡、南越前郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡	今立郡、南越前郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡	今立郡、南越前郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡	今立郡、南越前郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡	今立郡、南越前郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡、中嶺郡

寒冷積雪地手寫支給地城南定西分一體大

造紙縣名		五級地化	四級地化	三級地化	二級地化	一級地化
杉木縣	群鳥縣	下副作	小副作	中副作	中副作	中副作
長野縣	山梨縣	小副作	中副作	中副作	中副作	中副作
愛知縣	靜岡縣	大副作	中副作	中副作	中副作	中副作
岐阜縣	高市郡 吉城郡	大副作	中副作	中副作	中副作	中副作

寒冷積雪地帶之分區一覽表

滋賀縣	近江國	四渡河	三渡河	二渡河	一渡河
京都府					
奈良縣					
和歌山縣					
兵庫縣					
鳥取縣					
岡山縣					
広島縣					
山口縣					
熊本縣					
鹿児島縣					
宮崎縣					
福岡縣					

裏面白紙

寒冷積雪地帯地域区分決定基準

積雪保有と氣温保致の複合標準による五級地帯区分
但し風の強さは除く(風速 10m/s 以上、波高)を考慮した補充

級地 組合種類 (A+B)	級地 積雪保致(A)	級地 蓄温保致(B)
1 = 1~2	1 = 0° ~ 1000m	1 = 0° ~ -3.9°
2 = 3~4	2 = 101 ~ 2000m	2 = -4.9° ~ -7.9°
3 = 5~6	3 = 201 ~ 3000m	3 = -8.0° ~ -11.9°
4 = 7~8	4 = 301 ~ 4000m	4 = -12° ~ -15.9°
5 = 9~10	5 = 401 以上	5 = -16° 以上

注：積雪は冬期平均気温が最も低い月平均積雪10cm以上とする。
蓄温は積雪の3ヶ月の累積冬期平均気温0°C以下の温度を積算して表示する。

(宿舎)

第一條　國の事務又は軍事の円滑なる運営を図るため必要がある場合においては、特定の職にある國家公務員に対して、その者がその職にある間、その者及びその同居の被扶養者を居住せしめるため、無償で、又は対價を徴して賃與する宿舎を設けることができる。

第二項の規定による宿舎は、公邸、無料宿舎及び有料宿舎とする。

第三項の規定による宿舎を賃與する職の範囲、賃與の方法、宿舎の備品、宿舎の維持管理その他宿舎に關し必要な事項は、政令で定める。

法律第
寒

寒冷積雪地に在勤する國家公務員に対する一時手当の支給に関する法律案

(昭和二十一年六月二日)

第一條 國に使用せられ國庫から報酬を受ける者で、この法律施行の際、現に寒冷積雪地に在勤し常時勤務に服する者（以下職員といふ）に對しては、冬期間における特殊事情による生計費、補給のため、別表の寒冷積雪地の三分に応じ同表下欄に定める金額を一時手当として支給する。

第二條 前條の規定は、公立学校の職員と官吏の身分を有する者に關し必要な事項は、大藏大臣が定める。

第三條 前條の規定は、公布の日から、施行する。

別表

寒冷積雪地の区分		扶養手当の支給を受けない場合		扶養手当の支給を受けた場合		扶養手当の支給を受けた場合		扶養手当の支給を受けた場合		扶養手当の支給を受けた場合	
級	合	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
一級	七〇〇円	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ
二級	六〇五〇	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ
三級	一四〇〇	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ
四級	一七五〇	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ
五級	二一〇〇	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ
六級	二四五〇	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ
七級	二八五〇	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ
八級	三二五〇	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ
九級	三六五〇	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ
十級	四〇五〇	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ	ハーフ

附則
前項の規定による一時手当の支給に要する費用は、同項の規定に該当する者の報酬を支弁する経費が負担するものとする。
但し、義務教育費開庫負担法（昭和二十二年法律第二十二号）の適用をうなづく職員に係るところについては、開かき半額を負担するものとする。

理由

寒冷積雪地に在勤する國家公務員に対し、冬季期間における特殊事情による生計費^(の)補給のため、一時手当を支給する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

寒令積雪地に在勤する國家公務員に対する一時手当の
支給に関する法律案の説明

(昭三三、一〇、二六、給与局)

第一 支給金額

(一) 一時手当として支給すべき金額は、寒季と暖季との期間生計費を基準として、これを適當な修正を加え、また、生計費に応じて寒地の生計費が超過する部令で掲載する二点を用意として算出する。

(二) 寒季生計費は、(一)に準據し、昭和二十一年の月以降本年八月末までの二地十五都市のうち任官する四都、即ち、配属、世帯當に一人以上帶負事、平均生計費の逐月変動状況を調査し、その結果の資料に基き、本年度一ヶ月間にあって寒地の生計費が暖地の生計費を超過する金額を推算して三五〇円を得た。

札幌、青森、仙台、福島、宮城、宮城、鳥取
人 暖地と認められる都市

高崎、千葉、豊橋、徳島、松山、大村、鹿児
(註)、このうち々張市は調査対象が該当關係者に歸しているので除外し

札幌の生計費中の炭火は除外してある。

(三) 例によつて算出した三、五の月は、後述のように寒冷禦寒地を気象避寒地にかつて五箇所に区分した場合において、その中西むかへ三枚題一にあける五人ほどの

以外の者にてては充當するが、即ち、監査官にてて監査して其任じ。

卷之三

第二、次給地圖

翌年の気温調査の結果、前年は日平均气温比零度の線及び日中最深平均積雪三〇センチメートルの線が北緯四十度に一致する。改表のより公道距離と積雪深度との関係に無秩序浮として五段階に分ける。なか、風力五級、一一メートル以上の地には常に考慮した。

地域の区分	組合せ係数(A+B)	候適係数(A)	機雷係数(B)
1	1~2	1 = 0.00 ~ -0.20	1 = 0.00 ~ 1.00 m/s
2	3~4	2 = -0.0 ~ -0.2	2 = 1.0 ~ 2.0 m/s
3	5~6	3 = -0.0 ~ -1.0	3 = 2.0 ~ 3.0 m/s
4	7~8	4 = -1.0 ~ -2.0	4 = 3.0 ~ 4.0 m/s
5	9~10	5 = -1.0 ~ -2.0	5 = 3.0 ~ 4.0 m/s

(註)積雪は、冬期間中における月中最深累年平均積雪三〇釐以上のものののみについて積算し、気温は、冬期間中における月平均氣温攝氏零度以下の温度を積算したものである。

めくれず

裏面白紙

北海道に在勤する國家公務員に対する一時手当の支給に関する法律案

(昭二十三年四月二十日局)

第一條 國に使用せられ國庫から報酬を受ける者で、この法律施行の際、現に北海道に在勤し常時勤務に服する者へ以下の職員といふ。)に對しては、越冬用石炭の購入費^の補給のため、世帯主である職員にあつては一人につき五千八百円、その他の職員にあつては一人につき千九百円の一時手当を支給する。

2 前項の規定による一時手当の支給に關し必要な事項は、大藏大臣が定める。

第二條 前條の規定は、公立學校の職員で官吏の身分を有する者に準用する。

2 前項の規定による一時手当の支給に要する費用は、同項の規定に該當する者の報酬を支弁する場合が負担するものとする。但し、^{支拂ひを受ける場合}國庫負担法(昭和十五年法律第ニナニヨリ)の適用を受け職員たる者

第三條 この法律は、公布の日から施行する。

北海道に在勤する國家公務員に對し、越冬用石炭の購入費の補給せしため、一時手当を支給する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

理

由

員

北海道に在勤する國民公務員に対する一時手当の
金額算出の説明

大藏省令第十三年十月二十八日

一、本年六月物價改定の一環として行われた石炭價格の大幅
上に於ける生計費の増加に鑑み本年度も昨年度と同様北海
道に在勤する國民公務員に対し左記の通り石炭手当を支給す
る。

世帯主による政府職員 五八〇円
非世帯主による政府職員 一九〇円

備考

一、昨年度に於ける家庭用飯房石炭一世帯当たりニニモの配給量
に対し國会の承認を得て左記の通り支給した。
世帯主による政府職員 三〇〇円
非世帯主による政府職員 一〇〇円

二、今年度家庭用飯房石炭價格の昨年度に対する増加割合は
一・八三八六倍である。

炭種 別 度	一 毛 當 り 消 費 者 價 格		昭和二十三年度
	毛	ニ 十 二 千 度	
四段炭 及 高炭	一四〇七円	(内諸種費六〇円)	二八〇七円
五	一三四二	(一)	二六四一
六	一二七八	(一)	二四七五
七	一一〇四	(一)	二二八三
八	一〇九四	(一)	二〇八九
平 均	一一六五	(一)	二四五九

即ち ~~セカイノヤツノヒナノタクノハシナリ~~ 一ノタクナリ

三石炭窓に於ける本年度の北海道家庭用飯房石炭配給計画は
昨年と同様一世帯当たりニニ毛である。

四右の如き理由で本年度の石炭手当としては五八〇円へ
3,000円×1.8386(が)必要であると思われる。
五併し右五八〇円は世帯主に対する金額であるから非世
帯主に対してはその三分の一程度が適當であると考え
此る。

六現在北海道に在勤する職員は世帯主が四五六六一名で非
世帯主が五八六六一名その合計一〇四三二二名である。素
対する所要手当額は約三七六二八九、七八〇円である。

302